

カチツと終身がん

重要事項説明書

ご契約のしおり・約款 がん保険（終身型）

2012年 4月改訂



カチツと終身がん

このたびは、ネクスティア生命保険をご検討いただき、
ありがとうございます。

本冊子には、ご契約にかかわる大切な内容を記載しています。
内容を十分ご理解のうえ、ご契約のお申込みをお願いいたします。

本冊子は、それぞれ以下の4つの内容に分けて記載してあります。

保険用語のご説明

P.2

重要事項説明書

P.4

これからご契約するにあたって、特に重要な事項を記載してあります。
ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を十分にご理解のうえ、お申込みいただきますよう
お願い申し上げます。

- ・契約概要 5
- ・注意喚起情報 9

ご契約のしおり

P.14

ご契約についての諸手続き、保険の内容、給付金のお支払いなどぜひ知っていただきたい
事項をわかりやすく説明しています。

- ・ご契約にあたってのお願いとお知らせ 16
- ・保険商品の内容について 24
- ・保険料のお払込みについて 27
- ・給付金などのお支払いについて 30
- ・ご契約後のお手続きについて 33
- ・その他の事項について 34

約 款

P.37

ご契約者さまと保険会社との契約内容を記載したもので、特約条項もここに記載してあります。

保険用語のご説明

このご説明は、生命保険に関する一般的な用語を掲載しております。
 実際のお取扱いは、ご契約いただいた保険種類・ご契約内容によって異なることがあります。

か 解約返戻金 (かいはくへんれいきん)

▶ご契約を解約された場合等に、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。

き 給付金 (きゅうふきん)

▶不慮の事故または疾病により入院されたときや所定の手術を受けられたとき、または不慮の事故により身体に障害を生じたとき等にお支払いするお金をいいます。

け 契約応当日 (けいはくおうとうび)

▶ご契約後に迎える毎年の契約日に応ずる日のことをいいます。なお、月単位または半年単位の契約応当日という場合は、それぞれ月ごとまたは半年ごとの契約日に応ずる日を指します。

契約者 (けいはくしゃ)

▶当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利(契約内容変更などの請求権)と義務(保険料支払義務)を持つ人のことをいいます。

契約年齢 (けいはくねんれい)

▶契約日における被保険者の年齢のことをいいます。この年齢(契約年齢)は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます(契約日に24歳7か月の被保険者は、契約年齢が24歳となります。)

こ 告知義務と告知義務違反 (こくちぎむとこくちぎむいはん)

▶ご契約者(被保険者)には、ご契約のお申込みをされるときに、当社のおたずねすることからについて、正しくお知らせ(告知)いただく必要があります。これを「告知義務」といいます。おたずねしたことからについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

し 失効 (しっこう)

▶保険料のお払込みの猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなくご契約の効力が失われることをいいます。

指定代理請求人 (していだりせいきゅうにん)

▶保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき、保険金等の受取人に代わって請求を行うために、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者等、当社所定の範囲内で、あらかじめご契約者が指定した人をいいます。

主契約 (しゅけいやく)

▶約款のうち、普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。

せ 責任開始期(日) (せきにんかいしき・び)

▶ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

と 特約 (とくやく)

▶ 主契約の保障内容を充実させることなどを目的として、主契約に付加する契約内容をいいます。

ひ 被保険者 (ひほけんしゃ)

▶ その人の生死等が保険の対象とされる人をいいます。

ふ 復活 (ふっかつ)

▶ 失効した契約を有効な状態に戻すことをいいます。ただし、復活にあたっては、あらためて告知等が必要となり、健康状態によっては復活できない場合もあります。

ほ 保険期間満了日 (ほけんきかんまんりょうび)

▶ 保険期間の終了する日をいいます。例えば、10年満了契約の場合は、契約日から10年後の年単位の契約応当日の前日、80歳満了契約の場合は、被保険者が80歳となった時以後、初めて到来する年単位の契約応当日の前日となります。

保険金 (ほけんきん)

▶ 被保険者が死亡・所定の高度障害状態等になられたときに当社からお支払いするお金をいいます。

保険証券 (ほけんしょうけん)

▶ 保険金額や保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。

保険料 (ほけんりょう)

▶ ご契約者にお支払いいただくお金のことです。

保険料の払込期月 (ほけんりょうのはらいこみきげつ)

▶ 毎回の保険料をお支払いいただく期間をいい、年払契約の場合は契約応当日、半年払契約の場合は半年ごとの応当日、月払契約の場合は月ごとの応当日の属する月の1日から末日までをいいます。

め 免責事由 (めんせきじゆう)

▶ 約款で定める、保険金等をお受取りいただけない事由をいいます。支払事由に該当された場合でも、この免責事由に該当された場合には保険金等をお受取りいただけません。

や 約款 (やっかん)

▶ ご契約者さまと保険会社との契約内容を記載したものをいいます。

カチツと 終身がん

重要事項説明書

ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しております。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、
お申込みいただきますようお願いいたします。

契約概要 「カチッと終身がん」(正式名称:がん保険(終身型))

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

この「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 商品のしくみについて

特長

がん保険(終身型)は、**がんと初めて診断された場合やがんの治療を直接の目的として入院をされた場合に、所定の給付金をお支払いする保険です。**また、特約を付加することで、がん治療のための手術や先進医療を受けたときの保障、退院時の保障、女性特有のがんに罹患された場合の保障を追加することができます。さらに、特約を付加することで、一定期間無事故であった時に給付金を受取ることもできます。



満25歳の方が、がん保険(終身型)に、**がん手術給付特約(終身型)**、**がん退院療養特約(終身型)**、**がん先進医療特約**、**女性がん特約**、**がん無事故給付特約**を付加した場合



*保険契約のお申込みまたは告知のいずれか遅い時点からその日を含めて91日目にがん給付の保障を開始します(がん給付の責任開始期)。がん給付の責任開始期前にがんと診断確定されている場合、保険契約を無効とし、給付金をお支払いしません。なお、保険料の払込免除については、お申込みと告知のいずれか遅い時点から保障を開始します。

2 お取扱内容について

契約年齢	満20歳～満69歳まで
保険期間・保険料払込期間	終身 (注)がん先進医療特約の保険期間・保険料払込期間は10年 (自動更新により最長80歳まで保障を継続できます。)
保険料払込回数	月払(2012年4月現在、年払はお取り扱いしておりません。)
保険料払込方法	クレジットカード払、口座振替払
診査	告知扱い(ご契約に際して医師の診査はありません。)

- ご契約時の保険料は契約日(原則として申込日の属する月の翌月1日)時点の満年齢(契約年齢といいます。)で計算されます。
- 保険料は被保険者さまの年齢・お申込みプランによって異なります。詳しくはネクスティア生命ホームページ(<http://www.nextialife.co.jp>)でご試算ください。
- がん先進医療特約の更新時の年齢が満71歳から満79歳の場合には、保険期間は10年ではなく80歳満了に変更して自動更新されます。詳しくは「6.がん先進医療特約の自動更新について」をご参照ください。
- ご契約をネクスティア生命が承諾した場合、お申込みと告知のいずれか遅い時点を責任開始期とし、責任開始期の属する日を含めて91日目にがん給付の保障を開始します(がん給付の責任開始期)。ただし、所定の第1回保険料の払込猶予期間満了までに、第1回保険料をお払込みいただけなかった場合は、ご契約は無効となります。

3 保障内容について

◇がん保険(終身型)(主契約)

	保障内容	お支払金額
がん入院給付金	被保険者が、がん給付の責任開始期以後に、診断確定された所定のがんの治療を直接の目的として入院されたときに、がん入院給付金をお支払いします。お支払いする入院日数の限度はありません。	がん入院給付金日額 ×入院日数
がん診断給付金	被保険者が、がん給付の責任開始期以後に、がん給付の責任開始期前を含めて初めて所定のがんと診断確定されたとき、がん診断給付金をお支払いします。保険期間を通じて1回のみお支払いします。	がん入院給付金日額 ×100倍

◇がん手術給付特約(終身型)

	保障内容	お支払金額
がん手術給付金	被保険者が、がん給付の責任開始期以後、主契約の給付の対象となる入院をされ、所定の手術を受けられたときに、がん手術給付金をお支払いします。一部の手術を除き、回数の限度はありません。ただし上皮内新生物の手術の場合、保険期間を通じて1回のみお支払いします。	手術1回につき 10万円

◇がん退院療養特約(終身型)

	保障内容	お支払金額
退院後療養給付金	被保険者が、主契約の給付の対象となる入院をした後、療養のため退院をしたときに退院後療養給付金をお支払いします。退院時に退院後療養給付金が支払われ、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再びがんによる入院を開始した場合、この入院については、退院後療養給付金の支払対象となりません。	退院1回につき 10万円

◇がん先進医療特約

	保障内容	お支払金額
がん先進医療給付金	被保険者が、がん給付の責任開始期以後に診断確定された所定のがんを直接の原因として所定の先進医療による療養を受けたときに、支払限度額の範囲内で技術料の実費をがん先進医療給付金としてお支払いします。	所定の先進医療にかかる技術料の実費(通算500万円まで)

(注1) この特約の先進医療とは、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、厚生労働大臣が定める医療機関で行われるものに限り、なお、先進医療の種類や医療機関は随時見直され、療養を受けた日に先進医療に該当するものが給付の対象となります。

(注2) がん先進医療特約は、がん先進医療給付金のお支払総額が、保険期間(更新契約の保険期間を含みます。)を通じて500万円となった場合に消滅します。

◇女性がん特約

	保障内容	お支払金額
女性がん入院給付金	被保険者が、がん給付の責任開始期以後に診断確定された女性特定の所定のがんの治療を直接の目的として入院されたときに、女性がん入院給付金をお支払いします。お支払いする入院日数の限度はありません。	主契約のがん入院給付金日額×入院日数
女性がん診断給付金	被保険者が、がん給付の責任開始期以後に、がん給付の責任開始期前を含めて初めて女性特定の所定のがんと診断確定されたとき、女性がん診断給付金をお支払いします。保険期間を通じて1回のみお支払いします。	主契約のがん入院給付金日額×100倍

◇がん無事故給付特約

	保障内容	お支払金額
がん無事故給付金	契約日以後、3年ごとの無事故判定期間中に、主契約の給付金の支払事由が生じなかったときに、がん無事故給付金をお支払いします。	契約時に定めた給付金額(5万円または10万円)

◇保険料の払込免除

被保険者さまが責任開始期以後に傷害または疾病によって所定の高度障害状態に該当したとき、または責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因としてその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当したときにその後の保険料の払込みを免除します。ただし、がん無事故給付特約は消滅します。

4 給付金額等について

「保険設計書」をご参照ください。

5 保険料について

「保険設計書」をご参照ください。

6 がん先進医療特約の自動更新について

ご契約者さまからのお申出がない限り、がん先進医療特約は保険期間満了時に同一の保険期間にて自動更新されます(保険料の払込みが免除されているご契約も更新されます。)。ただし、更新時の年齢が満71歳から満79歳の場合には、保険期間は10年ではなく80歳満了に変更して自動更新されます。

がん先進医療特約が自動更新される場合、更新後の特約保険料は、更新時の被保険者さまの満年齢および更新時に適用される保険料率によって計算され、更新後の特約は更新時の特約条項が適用されます。

7 満期返戻金・配当金について

この保険には満期返戻金・配当金はありません。

8 増額・減額について

この保険には給付金等の増額・減額の取扱いはありません。

9 解約返戻金について

この保険は解約に際して支払う金額を抑制する仕組みで保険料を計算しており、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

10 死亡時の取扱いについて

被保険者さまが死亡されたときこの契約は消滅します。この場合、死亡時のお支払金はありません。

●引受保険会社:ネクスティア生命保険株式会社

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、「注意喚起情報」に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
(生命保険協会「生命保険相談所」についても記載されていますので、あわせてご確認ください。)

●代理店経由でご契約のお申込みをされた場合

募集代理店については「保険設計書 がん保険(終身型)のお見積り」の募集代理店欄をご参照ください。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 クーリング・オフについて

■クーリング・オフ制度について

生命保険は長期にわたるご契約です。ご契約に際しては十分にご検討ください。

- ご契約者さまはご契約のお申込日の翌日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。
この場合、保険料をすでにお支払いいただいているときには保険料を全額お返しします。
- ネクスティア生命はお申込みの撤回等に関して、損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。

■クーリング・オフのお申出方法

- お申込みの撤回等は、郵便により期限内(お申込日の翌日から8日以内の消印有効。)にネクスティア生命あてにお申出ください。

送付先: 〒060-0002

北海道札幌市中央区北二条西1丁目1-7 ORE札幌ビル11F

ネクスティア生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター行

- お申出の際は書面に、生命保険会社名(ネクスティア生命保険株式会社)・お申込みを撤回する旨・申込日・保険種類・証券番号・契約者名・被保険者名・書面記入日・住所を明記し、ご契約者さまの氏名を自署・捺印(認印)のうえ、ご郵送ください。詳細につきましては、記載例をご参照ください。

■記載例

ネクスティア生命保険株式会社 御中
私は、平成〇〇年〇月〇日に申込みました
がん保険(終身型)の申込みの撤回を行います。
証券番号 123456789
契約者 山田太郎
被保険者 山田太郎
平成〇〇年〇月△日
住所 東京都千代田区麹町〇丁目〇〇
氏名 山田太郎(自署) (印)

2 お申込内容・告知内容について

お申込内容、告知内容をご自身で正確にご入力ください。お申込内容および告知内容はネクスティア生命とお客さまの契約関係を取り決める大切な事項です。

■ 告知義務について

- お客さま（ご契約者さま・被保険者さま）に、ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要なことごとについておたずねいたします。
- お客さま（ご契約者さま・被保険者さま）には健康状態などについて正しく告知をしていただく必要があります（告知義務）。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。したがって、はじめから健康状態の悪い人などが無条件で契約されると、保険料負担の公平性が保たれなくなります。
- お申込みにあたっては、現在の健康状態、過去の病歴、身体の障害状態、ご職業、身長、体重などについて、ネクスティア生命ホームページの告知画面でおたずねします。告知いただいた内容にもとづいてご契約をお引受けできるかどうかを決めさせていただきますので、ありのままを正確にご入力ください。
- 健康状態、ご職業、体格などによってはご契約のお引受けをお断りすることがあります。

■ 告知の方法

- 告知画面に表示される質問事項について、ご自身がありのままをご入力し、内容を十分ご確認ください。

■ 告知受領権について

- 告知受領権はネクスティア生命が有しています。
- 生命保険募集人（代理店を含みます。）やネクスティア生命カスタマーサービスセンターのオペレーターに口頭でお話しされただけでは、告知をしていただいたことになりませんのでご注意ください。

■ 告知が事実と相違する場合

- 告知いただくことからは、ネクスティア生命ホームページの告知画面に表示いたします。告知していただく内容について、故意または重大な過失によってその事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日（復活の場合は最後の復活日）から2年以内であれば、ネクスティア生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
 - たとえば、がんと診断され治療中であるにもかかわらず、お申込時にお知らせいただけなかった場合、「告知義務違反」となりご契約は解除され、たとえその後がんにより給付金の支払事由または保険料払込免除の事由が発生しても、給付金のお支払いまたは保険料の払込免除はできません。また、この場合それまでお払込みいただいた保険料はお返ししませんのでご注意ください。
- ご請求が責任開始の日（復活の場合は最後の復活日）から2年を経過していても、給付金の支払事由または保険料払込免除の事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、給付金のお支払いまたは保険料の払込免除ができないことがあります。
例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として給付金のお支払いまたは保険料の払込免除ができないことがあります。この場合、
 - 告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも、取消しとなる場合があります。
 - すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。
- 告知にあたり、生命保険募集人（代理店を含みます。）が告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、ネクスティア生命はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者さま、または被保険者さまが、ネクスティア生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、ネクスティア生命はご契約または特約を解除することができます。

3 生命保険募集人について

ネクスティア生命の担当者(生命保険募集人)はお客さまとネクスティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権および告知受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネクスティア生命が承諾したときに有効に成立します。

4 責任開始期について

■ がん給付の責任開始期

- ご契約をネクスティア生命が承諾した場合、お申込みと告知のいずれか遅い時点を負任開始期とし、責任開始期の属する日を含めて91日目にがん給付の保障を開始します(がん給付の責任開始期)。なお、保険料の払込免除については責任開始期から保障が開始されます。お申込みをいただいた日につきましては、マイページの「申込内容控え」をご確認ください。
- 所定の第1回保険料の払込猶予期間満了までに、第1回保険料をお申込みいただけなかった場合は、ご契約は無効となります。

5 給付金のお支払いなどについて

■ 給付金などに関する手続きなど

- お客さまからのご請求に応じて給付金などをお支払いしますので、支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにネクスティア生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- 支払事由、ご請求手続き、給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」[当社ホームページ]にも記載しておりますので、ご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者さまのご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 給付金などの支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

■ 給付金のお支払いなどができない主な場合

次のような場合には、給付金などのお支払いや保険料の払込免除ができない場合があります。

- 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由に該当しない場合
- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
(なお、約款に特に定めがないかぎり、その疾病や不慮の事故等について告知いただいた場合でも、お支払いの対象にはなりません。)
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合
- 給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや保険契約者、被保険者または給付金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- 保険料の払込みがなく、ご契約が失効したあとに給付金の支払事由または保険料の払込免除事由に該当した場合
- 保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 免責事由に該当する場合
 - － 責任開始の日から3年以内における被保険者の自殺による死亡
 - － 受取人等の故意または重大な過失による被保険者の死亡 など

■ 給付金などの代理請求について

- 被保険者さまが受取人となる給付金について、受取人をご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者さまがあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます（保険料の払込免除の場合も同様。）。
- 指定代理請求人を指定した場合は指定代理請求人に対し、代理請求できる場合がある旨を、お伝えください。

■ 給付金のお支払時期について

給付金のご請求があった場合、ネクスティア生命は、請求書類がネクスティア生命に到着した日（*）からその日を含めて5営業日以内に給付金をお支払いします。ただし、給付金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、その確認内容に応じて、請求書類がネクスティア生命に到着した日（*）から60・90・120・180日のいずれかを経過する日までに給付金をお支払いします（保険料の払込免除の場合も同様。）。

（*）請求書類がネクスティア生命に到着した日とは、完備された請求書類がネクスティア生命に到着した日をいいます。

6 保険料の払込猶予期間、ご契約の失効・復活について

■ 保険料の払込猶予期間

保険料は払込期月中（保険料をお払込みいただく月）にお払込みいただけます。なお、保険料払込期月中のお払込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。払込期月中にご都合がつかない場合は、払込猶予期間中にお払込みください。

払込猶予期間・・・払込期月の翌月初日から末日まで

払込猶予期間内に保険料のお払込みがないと、ご契約の効力は失われます（失効）。

■ ご契約の復活について

ご契約者さまは、保険契約が失効した日からその日を含めて3年以内ならば、保険契約の復活を請求することができます。この場合、あらためて告知を行っていただき、月払の場合、失効期間中の保険料と復活の申出のあった当月および翌月の保険料相当額をあわせてお払込みいただく必要があります。

ただし、健康状態などによっては、ご契約の復活ができない場合があります。

7 解約と解約返戻金について

この保険には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

8 死亡時の取扱いについて

被保険者さまが死亡されたときこの契約は消滅します。この場合、死亡時のお支払金はありません。

9 現在のご契約の解約・減額を前提とした、新たな保険契約をご検討されている方へ

現在のご契約を解約・減額すると、一般的に次の点について、ご契約者さまにとって不利益となります。

- 解約されますと多くの場合、解約返戻金が全くないか、あってもお払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になります。
- 一定期間のご契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約については、一般のご契約と同様に告知義務があります。したがって、被保険者さまの健康状態などによりお引受けをお断りする場合があります。
- 新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺等の行為が適用の対象となります。よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために解除・取消し・無効となる場合がありますのでご注意ください。

10 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。

11 生命保険契約者保護機構について

ネクスティア生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合は生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の給付金額などが減額されることがあります。

12 苦情のお申出先および相談窓口について

■ ネクスティア生命へのお問い合わせ

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、ネクスティア生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

ネクスティア生命 お問い合わせ窓口 カスタマーサービスセンター

TEL 0120-953-831

受付時間

月～金 9:00～22:00
土・日・祝日 9:00～18:00
※年末年始の当社休業日を除く

ネクスティア生命 ホームページ

<http://www.nextialife.co.jp>

■ 生命保険協会へのお問い合わせ

- この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。
- (社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

カチツと 終身がん

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、諸手続き、税法上の取扱いなど、
ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

カチッと終身がん ご契約のしおり

ご契約にあたってのお願いとお知らせ	16
1. お申込内容・告知内容について	16
2. ネクスティア生命のネット申込みについて	16
3. 保険証券(郵送)と告知内容控えをご確認ください	17
4. 保険契約の締結について	18
5. ネクスティア生命の組織形態について	18
6. ご契約確認について	18
7. 個人情報保護方針	18
8. 支払査定時照会制度について	20
9. 給付金などが削減される場合について	21
10. 生命保険契約者保護機構について	22
保険商品の内容について	24
1. がん保険(終身型)の特長としくみ	24
2. 保障内容	25
保険料のお払込みについて	27
1. 保険料の払込回数	27
2. 保険料の払込方法(経路)	27
3. 保険料の払込期月について	28
4. 保険料の払込回数・払込方法(経路)の変更	28
5. 保険料の払込猶予期間とご契約の失効	28
6. ご契約の復活	29
7. 保険料の払込免除	29
8. 支払事由などが発生した場合の未払込保険料のお取扱い	29
9. 保険料のお払込みが困難になった場合	29
給付金などのお支払いについて	30
1. 給付金などの支払事由が発生した場合	30
2. 給付金などのご請求手続きの流れ	30
3. お手続き書類について	30
4. 給付金などのお支払時期について	31
5. 被保険者さまご本人がご請求できない場合(代理人による請求ができる場合)	31
6. 給付金などをお支払いできない場合	32
ご契約後のお手続きについて	33
1. 各種変更手続きなどについて	33
2. 解約と解約返戻金について	34
その他の事項について	34
1. 生命保険と税金について	34
2. 契約当事者以外の者による解約の効力について	36
3. 管轄裁判所について	36

カチッと終身がん 約款

がん保険(終身型)普通保険約款	38
がん手術給付特約(終身型)	57
がん退院療養特約(終身型)	62
がん先進医療特約	66
女性がん特約	73
がん無事故給付特約	78

ご契約にあたってのお願いとお知らせ

1 お申込内容・告知内容について

■ お申込内容・告知内容をご自身で正確にご入力ください。

◇ご契約のお申込みは、ネクスティア生命ホームページにて受付けています。お申込内容および告知内容はネクスティア生命とお客さまの契約関係を取り決める大切な事項ですので、お客さまご自身がお申込手続画面に正確にご入力し、内容を十分ご確認のうえお申込みください。

2 ネクスティア生命のネット申込みについて

■ ネクスティア生命のご契約は、インターネット上でお申込みいただく方法となっております。

◇各種ご確認事項は、PDFファイルのダウンロードなど、電磁的方法(電磁的方法の詳細は、「電磁的方法について」の項を参照。)にてご確認いただけます。

◇すべてのPDFファイルはご同意と同時にネクスティア生命ホームページ内のお客さま専用ページ(マイページ)に保存され、いつでもご確認いただけます。

◇各種ご確認を電磁的方法で行うことにご同意いただけない場合は、サービスのご利用およびお申込みをいただくことができませんのであらかじめご了承ください。

◇保険料の払込方法(経路)にクレジットカードをご利用される場合、クレジットカードの種類によっては、本人確認書類のご提出が必要となります。

◇本商品(がん保険(終身型))をお申込みの場合、「解約返戻金に関する確認書」のご提出が必要となります。

■ お申込時のご確認事項(PDFファイル)一覧

PDFファイル名	内容
意向確認書	お客さまのご加入の目的と、お申込プランの内容が合っているかをご確認いただく書類
重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報)	保険商品の内容と、ご注意いただきたい事項のうち、特にお客さまにご確認いただきたいことをまとめた書類
ご契約のしおり・約款	保険商品の内容と、ご注意いただきたい事項をまとめたご契約のしおりと、ご契約の取決め内容である約款の合本
告知内容控え	お客さまに告知いただいた内容の控え
申込内容控え	お客さまにご入力いただいた申込内容の控え

◇各PDFファイル交付の際には、その旨をお知らせする電子メール(以下「Eメール」といいます。)をお客さまご登録のメールアドレスへ送付します。

◇お申込手続完了後にお送りするご契約引受諾否のお知らせもEメールにてご連絡いたします。

◇保険証券は、書面にてお客さまのご自宅住所へ郵送いたします。

■ 電磁的方法について

◇ネクスティア生命は原則として、ご契約お申込みの受付け、お客さまへのご連絡およびご契約後のサービスを電磁的方法に行います（一部取扱いを除く。）。電磁的方法とは、次に掲げる方法を指します。

(1) ネクスティア生命が、保険契約をお申込みの方、ご契約者さま、被保険者さま（以下「ご契約者さま等」といいます。）に対して通知、表示または意思表示（以下「通知等」といいます。）を行う場合

	約款上の記載	解説
①	会社の使用に係る電子計算機と保険契約者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法	ネクスティア生命からご契約者さま等の使用するパソコンにEメールで通知等を送信することを指します。
②	会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法	ネクスティア生命がホームページ上にご用意した、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）、ご契約のしおり・約款、意向確認書などの電子ファイル（PDFファイル等）をご契約者さま等の使用するパソコンにダウンロードし、保存していただくことを指します。なお場合により、電子ファイルのダウンロードに代えて、電子ファイルを印刷したものをご契約者さま等に交付するケースがあります。
③	保険契約者等ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルで、もっぱら当該保険契約者等の用に供せられるファイルをいいます。以下同じとします。）に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法	ネクスティア生命がお客さま専用ページ（以下「マイページ」といいます。）上に重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）、ご契約のしおり・約款、意向確認書などを電子ファイル（PDFファイル等）でご用意し、ご契約者さま等に閲覧いただくことを指します。
④	会社の閲覧ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するため通知等を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。）に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法	ネクスティア生命のマイページ以外のホームページ上に一般的なお知らせなどの掲示を行い、不特定多数の方に閲覧いただくことを指します。

(2) ご契約者さま等がネクスティア生命に対して通知等を行う場合

	約款上の記載	解説
①	保険契約者等ファイルに、保険契約者等が通知等を行うべき事項を記録する方法	ネクスティア生命のホームページ上のお申込手続フォームやマイページ上の住所変更などの各種登録内容変更フォームにおいて、ご契約者さま等に必要事項を入力していただくことを指します。
②	保険契約者等の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続にしたがって、保険契約者等がその使用に係る電子計算機を用いて送信する方法	ネクスティア生命のホームページ上のお申込手続画面などに従って、ご契約者さま等に「同意する」「告知する」などのボタンをクリックしていただくことを指します。

3 保険証券（郵送）と告知内容控えをご確認ください

■ 保険証券と告知内容控えについて

◇お申込み完了後、マイページより「告知内容控え」をご覧ください。お申込みの際の告知内容と違ってないかどうか、もう一度よくお確かめください。

◇ご契約成立後、保険証券をご契約者さまのご自宅住所へ郵送いたします。お申込みの際の内容と違ってないかどうかもう一度よくお確かめのうえ、大切に保管してください。

◇万が一内容の相違や、ご不明な点などがございましたらネクスティア生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

4 保険契約の締結について

■ 保険契約締結の「媒介」と「代理」

- ◇生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- ◇生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して生命保険募集人が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

■ 生命保険募集人

- ◇ネクスティア生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとネクスティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。
- ◇保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネクスティア生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約が失効し、ご契約を復活される場合にも、ネクスティア生命の承諾が必要になります。

5 ネクスティア生命の組織形態について

- ◇保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、ネクスティア生命は株式会社です。
- ◇株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者さまは、相互会社のご契約者さまのように「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

6 ご契約確認について

- ◇ご契約のお申込みの後、ご契約成立後、または給付金などをご請求の際に、ネクスティア生命の担当者またはネクスティア生命の委託を受けた者が、お申込み内容や告知内容についてご確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7 個人情報保護方針

ネクスティア生命保険株式会社(以下「当社」といいます。)は、お客さまの大切な個人情報を最大限の注意を払って保護することが当社の重大な責務であると認識し、お客さまに信頼される会社であり続けるために、以下のとおり個人情報保護方針を定め、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令を遵守して、お客さまの大切な個人情報を適切に取り扱ってまいります。

また、適正な個人情報の保護を推進するために、適宜この方針についても見直しを行ってまいります。

1. 収集・保有する個人情報の種類

当社は、次に定める利用目的のために必要となる氏名・住所・生年月日・性別・職業・健康状態などに関する情報をご提供いただいております。また、当社が提供するサービス等に関連し、業務上必要な範囲でその他の個人情報をご提供いただくことがございます。

2. 個人情報の利用目的

当社はお客さまの個人情報を以下の目的のために利用いたします。

なお、保健医療等の「機微(センシティブ)情報」につきましては、保険業法施行規則第53条の10および同第234条第1項第17号に基づき、業務の適切な運営その他必要と認められる目的以外では利用いたしません。

- (1) 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持・管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

3. 個人情報の収集方法

保険契約締結時やキャンペーン・アンケート実施時におけるインターネット画面、各種請求書などにより、関連法令に照らして適切な方法で収集をいたします。なお、これらの情報につきましては、録音または記録を行うことがあります。

4. 個人情報の適切な管理

当社は、お客さまの個人情報につきまして正確かつ最新の内容を保つよう努めます。また、個人情報の漏洩、滅失、毀損や不正アクセスを防止するために必要な組織的・人的および技術的安全管理措置を講じるとともに、当社従業員および業務の委託先に対して必要な教育および監督を行って、お客さまの個人情報が安全に管理されるよう努めます。

5. 個人情報の第三者への提供

当社はお客さまの同意がない限り、以下の場合を除いてお客さまの個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1) 法令により必要とされる場合
- (2) 利用目的達成に必要な範囲内で業務の委託先(※)に提供する場合
- (3) 社団法人生命保険協会および同協会加盟の各生命保険会社等との間で保険制度の健全な運営のために共同で利用する場合
- (4) 再保険のために再保険会社に個人情報を提供する場合
- (5) その他、個人情報の保護に関する法律に基づき提供が認められている場合

※(2)における委託業務の例として、生命保険にかかわる確認業務、情報システムの保守・運用業務、運送業務、印刷業務等があります。なお、これらの業務の一部および全部を委託する場合、お客さまの個人情報の取扱いについて、当社は当該委託先に対し適切な監督を行います。

6. 共同利用について

(1) 生命保険協会および各生命保険会社等

当社は、社団法人生命保険協会および同協会加盟の各生命保険会社等との間で保険制度の健全な運営のため、以下各制度において個人データを共同利用する場合があります。

- ① 保険契約等に関する情報の共同利用制度
 - 契約内容登録制度
 - 契約内容照会制度
 - 支払査定時照会制度
- ② 代理店、募集人等に関する情報の共同利用制度
 - 募集人登録情報照会制度
 - 合格情報照会制度
 - 退社者情報登録制度

(2) 当社関連会社間での共同利用

当社が収集したお客さまに関する「1. 収集・保有する個人情報の種類」に掲げる情報は、当社の責任のもと当社関連会社にて、商品・サービスの案内・提供および充実等のために共同利用させていただく場合があります。

- ① 共同利用する当社関連会社の範囲
 - 当社の親会社である保険持株会社およびその子会社
 - ・アクサジャパンホールディング株式会社(保険持株会社)
 - ・アクサ生命保険株式会社
 - ・アクサ損害保険株式会社
 - ・アクサ収納サービス株式会社
- ② 個人データ管理責任者
 - 当社

7. 個人情報の開示、訂正、中止のご請求

当社が保有するお客さまご自身に関する個人情報について、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)第25条第1項、第26条第1項または第27条第1項もしくは第2項の定めに基づき当社が保有する情報の開示・訂正・利用停止のご依頼があった場合には、お申出人がご本人であることを確認させていただいたうえで、特段の事情がない限りすみやかに対応をいたします。

また、保有個人データについてお客さまご自身から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じるようにいたします。

(開示等に関するお手続きについて)

お客さまが、ご自身に関する情報について個人情報保護法に基づく開示等をご請求される場合は、以下の窓口までお申出ください。当社では、ご請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限りできるだけすみやかに対応し、文書にて回答させていただきます。

なお、お客さまからのご請求に関して所定の開示等手数料をご負担いただくこととなります。

<開示等ご請求窓口>

ネクスティア生命 お客様相談室

電話番号:03-5210-1545(土・日・祝日・年末年始の当社休業日を除く)

開示の場合の手数料:開示請求対象契約1件当たり1,050円(消費税込み)

8. 個人情報のお取扱いに関するお申出窓口

当社における個人情報のお取扱いに関するお申出をいただく場合には、以下の窓口にご連絡ください。

<お問合わせ先>

ネクスティア生命 お客様相談室

電話番号:03-5210-1545(土・日・祝日・年末年始の当社休業日を除く)

9. 当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体

当社は、認定個人情報保護団体である社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受付けております。

<認定個人情報保護団体のお問合わせ先>

(社)生命保険協会 生命保険相談所

電話番号:03-3286-2648

所在地:〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階(生命保険協会内)

受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日など生命保険協会休業日を除く)

URL:<http://www.seiho.or.jp/>

8 支払査定時照会制度について

保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

<支払査定時照会制度について>

当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社(各社の名称については、生命保険協会ホームページ「加盟会社」、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。))とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます。))の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます。))の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます。))のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます。))があります。

相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

<相互照会事項>

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとし。)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、下記手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、下記手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。各手続きの詳細については、当社お客様相談室(Tel:03-5210-1545)にお問い合わせください。

<支払査定時照会制度における相互照会事項に関する開示等請求について>

当社を保険者とする保険契約の契約者、被保険者または保険金等受取人は、下記の開示対象事項について開示を求めることができます。

<開示対象事項>

- 当制度に基づく登録の有無
- 相互照会の時期
- 相互照会された事項

ただし、相互照会后3年を経過した場合は、当該情報の消去等により回答できないことがあります。また、ご請求者以外の方に関する個人情報等開示できない場合もあります。

<請求の方法>

(1) 請求受付場所

◇開示のご請求は書面の郵送で承ります。手続き方法をご案内いたしますので当社お客様相談室(Tel:03-5210-1545)までご連絡ください。

(2) 提出いただくもの

- 所定のお申出書
- 保険証券
- 本人確認資料

(3) 本人確認資料の提示について

◇ご本人による請求の場合

- ご本人の写真付証明書(運転免許証、パスポート)、健康保険証、年金手帳

◇代理人(指定代理請求人、未成年後見人、成年後見人、本人が委任した代理人)による請求の場合

- 代理人本人の写真付証明書(運転免許証、パスポート)、健康保険証、年金手帳
- 委任状、後見開始審判書または戸籍謄本等、代理権の有無およびその範囲が確認できる資料

<手数料>

開示請求対象契約1件あたり1,050円(消費税込)。

<回答方法>

後日、当社より回答書をご請求者あてに送付いたします。なお、ご請求に応じかねる場合には回答書においてその旨をお知らせいたします。

<訂正・追加・削除請求について>

万一、上記手続きにより開示された相互照会の内容に誤りがある場合、内容の訂正、追加または削除を申し出ることができます。請求の方法は、下記の資料を提出いただくほか、開示請求の場合と同様です。

- 開示請求時の回答の写し
- 当該情報に誤りがあることを示す資料

<利用停止・第三者への提供の停止請求について>

万一、上記手続きにより開示された相互照会について、個人情報の保護に関する法律に違反する取扱いがされている場合、利用停止あるいは第三者への提供の停止を申し出ることができます。請求の方法は、下記の資料を提出いただくほか、開示請求の場合と同様です。

- 開示請求時の回答の写し
- 個人情報の保護に関する法律に違反する取扱いがされていることを示す資料

9 給付金などが削減される場合について

◇生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の給付金額などが削減されることがあります。詳細については「10. 生命保険契約者保護機構について」をご確認ください。

10 生命保険契約者保護機構について

■ネクスタシア生命は「生命保険契約者保護機構」(以下「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- ◇保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者などのための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転などにおける資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権などの買取りを行うなどにより、保険契約者などの保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ◇保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転などに際して資金援助などの支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ◇保険契約の移転などにおける補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金など(※3)の90%とすることが、保険業法などで定められています(保険金・年金などの90%が補償されるものではありません。(※4))。
- ◇なお、保険契約の移転などの際には、責任準備金などの削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率など)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額などが減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証など)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金などの補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については当社および保護機構のホームページにてご確認できます。

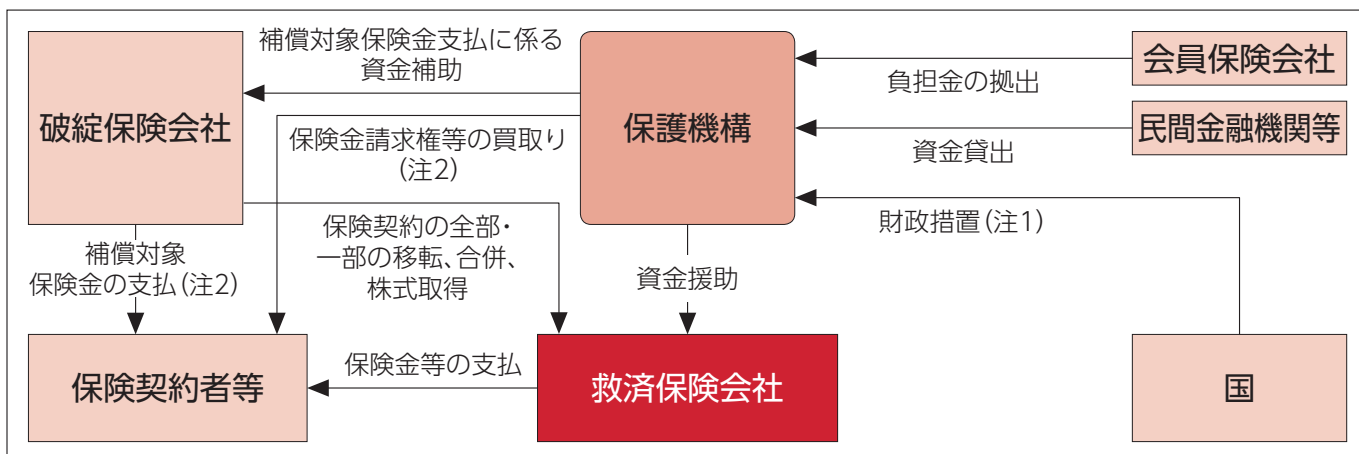
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険などにおいて被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。

※3 責任準備金などは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金などをいいます。

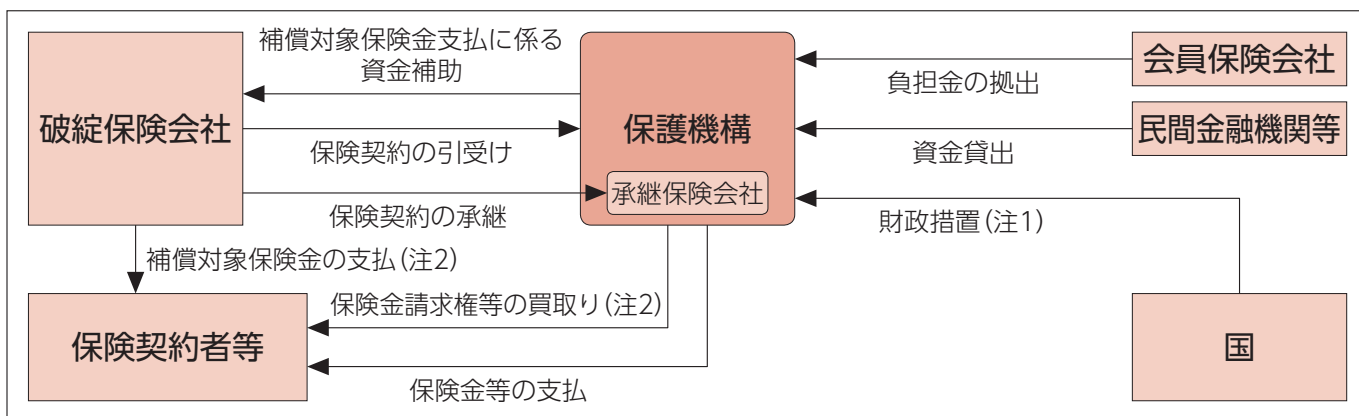
※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額などについても、その90%が補償されるものではありません。

■ 仕組の概略図

● 救済会社が現れた場合



● 救済会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、平成29年(2017年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金などの支払い、保護機構が補償対象契約にかかわる保険金請求権などを買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金などの補償限度と同率となります(高予定利率契約については、※2に記載の率となります)。

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度などを含め、本掲載内容は全て現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

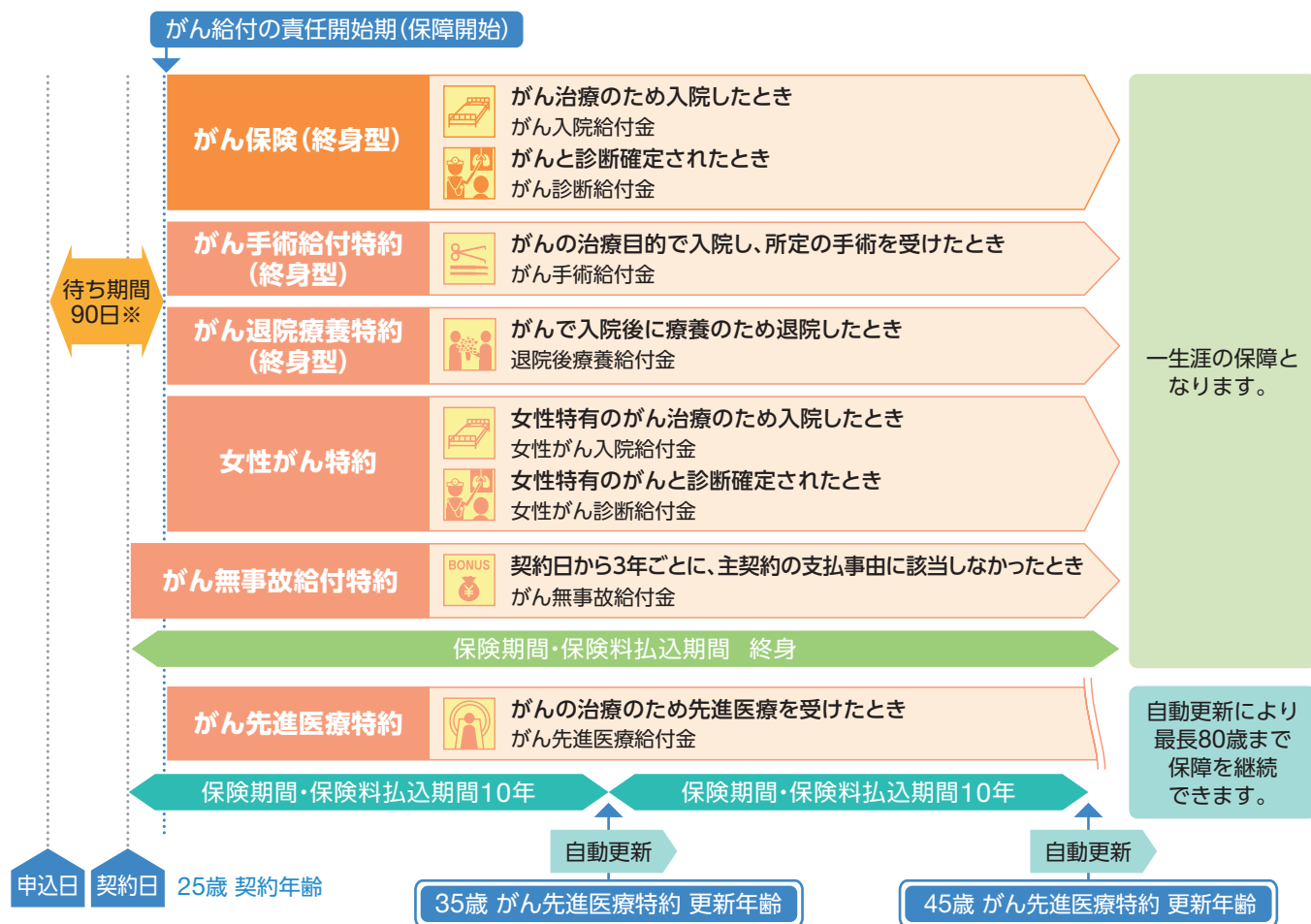
生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時]
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

保険商品の内容について

1 がん保険(終身型)の特長としくみ

■ しくみ図(以下はご契約の例です。)



(注1) 保険契約のお申込みまたは告知のいずれか遅い時点から、その日を含めて91日目に、がん給付の保障を開始します(がん給付の責任開始期)。がん給付の責任開始期前にがんと診断確定されている場合、保険契約を無効とし、給付金をお支払いしません。なお、保険料の払込免除については、お申込みと告知のいずれか遅い時点から保障を開始します。

(注2) がん手術給付特約(終身型)、がん退院療養特約(終身型)、がん先進医療特約の3特約は同時にご利用いただく必要があります。各々単独ではご利用いただけません。

また、これらの3特約(がん手術給付特約(終身型)、がん退院療養特約(終身型)、がん先進医療特約)は、複数のご契約に付加することはできませんので、既にこれらの3特約にご加入の場合は、新たにお申込みいただくご契約にこれらの3特約を付加することはできません。

(注3) 女性がん特約、及びがん無事故給付特約は、がん手術給付特約(終身型)、がん退院療養特約(終身型)、及びがん先進医療特約を付加されている場合に限り、ご利用いただけます。

- がんと診断された場合やがんの治療を目的として入院をされた場合に、所定の給付金をお支払いします。
- がんによる入院の保障に日数制限はありません。がん診断給付金は、保険期間を通じて1回のみのお支払いです。
- 特約でさらに保障を充実させることができます。

◇特約を付加することで、がん治療のための手術や先進医療を受けたときの保障、退院時の保障、女性特有のがんに罹患された場合の保障を追加することができます。さらに、一定期間無事故であった時に給付金を受取ることもできます。

■ 満20歳から満69歳までの方にご加入いただけます。

■ 保険期間・保険料払込期間は終身（一生涯）です。

ただし、がん先進医療特約の保険期間・保険料払込期間は10年です。

◇がん先進医療特約は、特約の保険期間満了時に同一の保険期間で自動更新されます。

◇自動更新により最長80歳まで保障を継続することができます。

◇更新時の年齢が満71歳から満79歳の場合には、保険期間は10年ではなく80歳満了に変更して自動更新されます（80歳満了の場合、80歳となる年単位の契約応当日の前日に保険期間が終了します。）。

◇がん先進医療特約は、保険期間満了日の2週間前までにお申出のない限り、健康状態にかかわらず（告知なしで）、自動更新されます。

◇更新後の特約保険料は更新時の被保険者さまの満年齢および更新時に適用される保険料率によって計算され、更新後の特約は更新時の特約条項が適用されます。

■ この保険には配当金はありません。

■ この保険には解約返戻金・満期返戻金はありません。

2 保障内容

◇がん保険（終身型）およびその特約からお支払いする給付金の支払事由は次の通りです。

がん給付の保障は、ご契約をネクスティア生命が承諾した場合、保険契約のお申込みまたは告知のいずれか遅い時点からその日を含めて91日目を開始します（がん給付の責任開始期）。

■ がん保険（終身型）（主契約）

お支払いする給付金	給付金の支払事由	支払限度等	受取人	お支払金額
がん入院給付金	被保険者が、がん給付の責任開始期以後に、診断確定された所定のがんの治療を直接の目的として入院されたときに、がん入院給付金をお支払いします。	日数限度はありません。	被保険者	がん入院給付金日額 ×入院日数
がん診断給付金	被保険者が、がん給付の責任開始期以後に、がん給付の責任開始期前を含めて、初めて所定のがんと診断確定されたとき、がん診断給付金をお支払いします。	保険期間を通じて1回のみお支払いします。	被保険者	がん入院給付金日額 ×100倍

■ がん手術給付特約（終身型）

お支払いする給付金	給付金の支払事由	支払限度等	受取人	お支払金額
がん手術給付金	被保険者が、がん給付の責任開始期以後、主契約の給付の対象となる入院をされ、所定の手術を受けられたときに、がん手術給付金をお支払いします。	一部の手術を除き、回数の限度はありません。ただし、上皮内新生物の手術の場合、保険期間を通じて1回のみお支払いします。	被保険者	手術1回につき 10万円

■ がん退院療養特約 (終身型)

お支払いする 給付金	給付金の支払事由	支払限度等	受取人	お支払金額
退院後療養給付金	被保険者が、主契約の給付の対象となる入院をした後、療養のため退院をしたときに退院後療養給付金をお支払いします。	回数の限度はありません。ただし、退院時に退院後療養給付金が支払われ、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再びがんによる入院を開始した場合、この入院については、退院後療養給付金の支払対象となりません。	被保険者	退院1回につき 10万円

■ がん先進医療特約

お支払いする 給付金	給付金の支払事由	支払限度等	受取人	お支払金額
がん先進医療 給付金	被保険者が、がん給付の責任開始期以後に診断確定された所定のがんを直接の原因として所定の先進医療による療養を受けたときに、がん先進医療給付金をお支払いします。	保険期間(更新契約の保険期間を含みます。)を通算して500万円までのお支払いとなります。	被保険者	所定の先進医療にかかる技術料の実費(通算500万円まで)

(注1) この特約の先進医療とは、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、厚生労働大臣が定める医療機関で行われるものに限りま。なお、先進医療の種類や医療機関は随時見直され、療養を受けた日に先進医療に該当するものが給付の対象となります。

(注2) がん先進医療特約は、がん先進医療給付金のお支払総額が、保険期間(更新契約の保険期間を含みます。)を通じて500万円となった場合に消滅します。

■ 女性がん特約

お支払いする 給付金	給付金の支払事由	支払限度等	受取人	お支払金額
女性がん 入院給付金	被保険者が、がん給付の責任開始期以後に診断確定された女性特定の所定のがんの治療を直接の目的として入院されたときに、女性がん入院給付金をお支払いします。	入院日数の限度はありません。	被保険者	主契約のがん 入院給付金日額 ×入院日数
女性がん 診断給付金	被保険者が、がん給付の責任開始期以後に、がん給付の責任開始期前を含めて、初めて女性特定の所定のがんと診断確定されたとき、女性がん診断給付金をお支払いします。	保険期間を通じて1回のみお支払いします。	被保険者	主契約のがん 入院給付金日額 ×100倍

■ がん無事故給付特約

お支払いする給付金	給付金の支払事由	支払限度等	受取人	お支払金額
がん無事故給付金	契約日以後、3年ごとの無事故判定期間中に、主契約の給付金の支払事由が生じなかったときに、がん無事故給付金をお支払いします。	—	保険契約者	契約時に定めた給付金額(5万円または10万円)

■ 保険料の払込免除

- ◇被保険者さまが責任開始期以後に傷害または疾病によって所定の高度障害状態に該当したとき、または責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因としてその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当したときにその後の保険料の払込みを免除します。この場合、がん無事故給付特約は消滅します。

被保険者さまが死亡されたときこの保険契約は消滅します。この場合、お支払いする給付金等はありません。

保険料のお払込みについて

1 保険料の払込回数

- ◇保険料の払込回数は月払のみお取扱いいたします。(2012年4月現在、年払はお取扱いしておりません。)

2 保険料の払込方法(経路)

■ クレジットカードでの保険料のお払込み

- ◇ご本人さま名義のクレジットカードのみご利用できます。
- ◇ネクスティア生命が提携しているクレジットカード会社の発行する、ご契約者さまが指定されたクレジットカードにより保険料をお払込みいただけます。
- ◇ご利用されるクレジットカードの種類によっては、本人確認書類のご提出が必要となります。

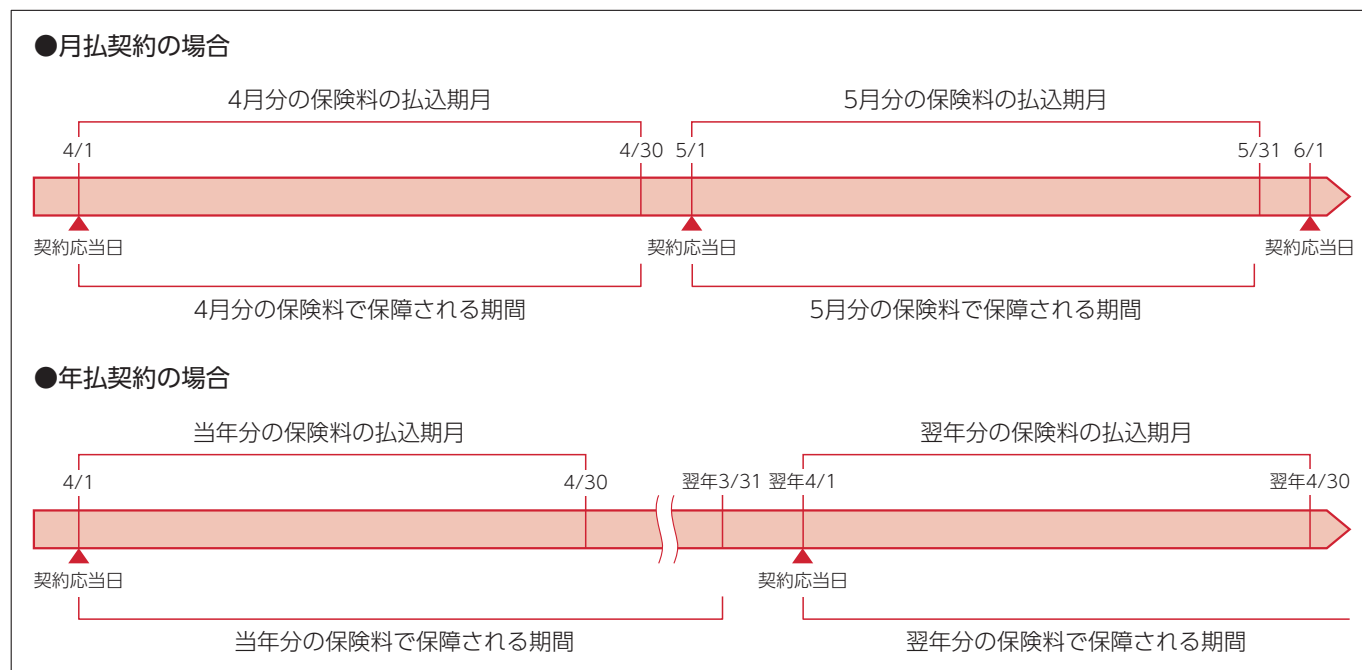
■ 口座振替での保険料のお払込み

- ◇ご本人さま名義の金融機関口座のみご利用できます。
- ◇ネクスティア生命が提携している金融機関のご契約者さまが指定する口座から、保険料が自動的にネクスティア生命に振替えられます。

3 保険料の払込期月について

◇払込期月とは、月払は月単位、年払は年単位の契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。

各払込回数に対応する期間分の保険料を払込期月内にお支払いいただきます(2012年4月現在、年払はお取り扱いしておりません。)



4 保険料の払込回数・払込方法(経路)の変更

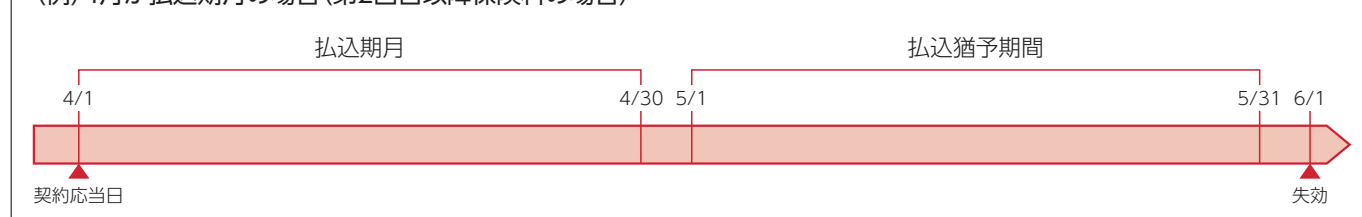
◇払込回数・払込方法の変更を希望される場合、ネクスティア生命ホームページのマイページ画面にて新たな払込回数・払込方法をご指定いただくことで変更することができます(2012年4月現在、年払への変更はお取り扱いしておりません。)

5 保険料の払込猶予期間とご契約の失効

◇保険料は払込期月内にお支払いいただきます。なお、払込期月内にお支払いがない場合でも、一定の猶予期間があります(猶予期間は払込期月の翌月初日から末日までです。)

◇保険料のお支払いがないまま払込猶予期間が満了した場合、猶予期間満了日の翌日から、ご契約は効力を失います(失効)。失効後、給付金の支払事由または保険料払込みの免除事由が発生しても給付金のお支払いまたは保険料の払込免除はできません。なお、第1回目の保険料のお支払いがないまま払込猶予期間が満了した場合、ご契約は無効になります。

(例) 4月が払込期月の場合(第2回目以降保険料の場合)



6 ご契約の復活

- ◇ご契約が失効した場合でも、ご契約の復活を請求することができます。その際には、あらためて告知を行っていただき、月払の場合は失効期間中の保険料と復活の申出のあった当月および翌月の保険料相当額をあわせてお支払いいただく必要があります。また、年払のご契約では、年単位の契約応当月の前月に復活の申出があった場合、翌年分の保険料相当額をあわせてお支払いいただく必要があります。
- ◇健康状態などによっては、ご契約の復活ができない場合もあります。
- ◇復活可能期間は、ご契約が失効した日からその日を含めて3年以内です。

7 保険料の払込免除

- ◇被保険者さまが責任開始期以後に傷害または疾病によって所定の高度障害状態に該当したとき、または責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因としてその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当したときにその後の保険料の払込みを免除します。

8 支払事由などが発生した場合の未払込保険料のお取扱い

- ◇保険料の払込期月中、充当されるべき保険料が払込まれていないときに支払事由が発生した場合
 - 給付金の支払事由が発生した場合、給付金のお支払時に未払込保険料を差し引きます。未払込保険料を差し引けない場合は、未払込保険料をお支払いいただきます。
 - 保険料払込みの免除事由が発生した場合、未払込保険料をお支払いいただきます。
- ◇保険料の払込猶予期間中、充当されるべき保険料が払込まれていないときに支払事由が発生した場合
 - 給付金の支払事由が発生した場合、給付金のお支払時に未払込保険料を差し引きます。未払込保険料を差し引けない場合は、未払込保険料をお支払いいただきます。
 - 保険料払込みの免除事由が発生した場合、未払込保険料をお支払いいただきます。

9 保険料のお払込みが困難になった場合

- ◇当社所定の範囲内で特約を解約することにより、保険料を少なくすることができます。
- ◇特約を解約した場合、元の保障に戻すことはできませんのでご注意ください。

給付金などのお支払いについて

1 給付金などの支払事由が発生した場合

■給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合、カスタマーサービスセンターへご連絡ください。

ネクスティア生命 お問い合わせ窓口 カスタマーサービスセンター

TEL 0120-953-831

受付時間

月～金 9:00～22:00
土・日・祝日 9:00～18:00
※年末年始の当社休業日を除く

2 給付金などのご請求手続きの流れ

(1) カスタマーサービスセンターへご連絡ください。ご連絡の際には以下の内容をお知らせください。

例:入院・手術関連給付金の場合

- | | |
|--------------------------|----------------|
| ・証券番号(ご契約が複数ある場合は全件) | ・傷病名 |
| ・入院・手術された方の氏名 | ・入院期間(入院日・退院日) |
| ・請求原因(病気・交通事故・その他の事故) | ・手術名 |
| ・請求の内容(入院・手術など) | ・手術日 |
| ・初診日(病気の場合)または事故日(事故の場合) | など |

(2) 詳しいご案内およびご請求に必要な書類をお届けします。

(3) お手続きに必要な書類をご準備いただき、ネクスティア生命あてにご返送ください。

(4) ネクスティア生命にてご提出いただいた書類の内容を確認させていただきます。

(5) 給付金などをお支払いします。お支払いにあたっては、ご指定の口座へ送金させていただくとともに、お支払内容の明細を郵送いたします。

3 お手続き書類について

◇診断書や住民票などの、ご請求に必要な書類取得にかかる費用は、お客さまのご負担となります。

◇ご提出いただいた書類の内容を確認させていただいた結果、あらためて他の書類のご提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

4 給付金などのお支払時期について

◇給付金などのご請求があった場合、ネクスティア生命は、請求書類がネクスティア生命に到着した日(*)からその日を含めて5営業日以内に給付金などをお支払いします。ただし、給付金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、以下のとおりとします(保険料の払込免除の場合も同様)。

	給付金などをお支払いするための確認等が必要な場合	解説
①	給付金などをお支払いするために確認が必要な次の場合 <ul style="list-style-type: none"> 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 保険料払込免除について免責事由に該当する可能性がある場合 告知義務違反に該当する可能性がある場合 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 	請求書類がネクスティア生命に到着した日(*)から60日を経過する日までにお支払いします。
②	上記①の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 <ul style="list-style-type: none"> 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合 災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合 	請求書類がネクスティア生命に到着した日(*)から90日を経過する日までにお支払いします。
③	上記①の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 <ul style="list-style-type: none"> 弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 	請求書類がネクスティア生命に到着した日(*)から120日を経過する日までにお支払いします。
④	上記①の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 <ul style="list-style-type: none"> 保険契約者、被保険者または給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 日本国外における調査が必要な場合 	請求書類がネクスティア生命に到着した日(*)から180日を経過する日までにお支払いします。

(*) 請求書類がネクスティア生命に到着した日とは、完備された請求書類がネクスティア生命に到着した日をいいます。

※ 給付金などをお支払いするための上記①～④の確認等に際し、ご契約者さま・被保険者さま・給付金などの受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、ネクスティア生命はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金などをお支払いしません。

5 被保険者さまご本人がご請求できない場合(代理人による請求ができる場合)

◇給付金などは原則として被保険者さまからのご請求となりますが、被保険者さまご本人がご請求できない以下のような事情があるときは、代理人によるご請求ができます。

- ・ご請求を行う意思表示が困難である場合
- ・傷病名等の告知を受けていない場合
- ・その他会社が認める場合

■ 指定代理請求人が指定されている場合

◇指定代理請求人が指定されている場合、指定代理請求人からのご請求ができます。なお、請求時においても指定代理請求人となる条件(被保険者さまの配偶者または二親等以内の親族)を満たしている必要があります。

■ 指定代理請求人が指定されていない、もしくはご請求できない場合

◇以下の場合には、被保険者さまの配偶者(配偶者がいない場合は、被保険者さまの直系血族の代表者)が、代理人としてご請求することができます。

- ・指定代理請求人がご請求時にすでに死亡している場合
- ・指定代理請求人がご請求時に「被保険者さまの配偶者または二親等以内の親族」ではなくなっている場合
- ・指定代理請求人が指定されていない場合

6 給付金などをお支払いできない場合

■ 支払事由に該当しない場合

◇給付金のお支払いおよび保険料の払込免除(以下「給付金などのお支払い」といいます。)は、約款に定める支払事由(免除事由)に該当する場合にお支払い(払込免除)いたします。支払事由(免除事由)に該当しない場合はお支払い(払込免除)できません。

■ 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合

◇約款に特に定めがないかぎり、その疾病や不慮の事故等について告知いただいた場合でも、お支払いの対象にはなりません。

■ 免責事由に該当した場合

◇保険料の払込免除事由に該当する場合であっても、以下の「保険料の払込みが免除されない場合」に該当するときは保険料の払込免除ができません。

	免除事由	保険料の払込みが免除されない場合
保険料の 払込免除	被保険者が責任開始期以後に傷害または疾病によって所定の高度障害状態に該当したとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の自殺行為 保険契約者または被保険者の故意による傷害行為 被保険者の犯罪行為 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波 ただし、免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認められたときは、保険料の払込みを免除することがあります。
	被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因としてその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当したとき	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 被保険者の犯罪行為 被保険者の精神障害を原因とする事故 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波 ただし、免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認められたときは、保険料の払込みを免除することがあります。

■ 告知義務違反があった場合

◇お申込みの際に告知していただいた内容について、事実を正しく告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合、ご契約または特約が告知義務違反のため解除となり、給付金などのお支払いができません。

■ 契約が失効している場合

◇ご契約の失効中に支払事由(免除事由)が発生した場合、給付金などのお支払いができません。

■ 重大事由による解除の場合

[重大事由とは]

- ①ご契約者さままたは給付金受取人がご契約の給付金などを詐取る目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
- ②このご契約の給付金などの請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
- ③保険契約の重複等により給付金などの合計額が著しく過大であり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④ご契約者さま、被保険者さままたは給付金受取人が反社会的勢力(*1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有していると認められるとき
- ⑤上記①②③④の他、ネクスタ生命のご契約者さま、被保険者さままたは給付金受取人に対する信頼を損ないこのご契約の存続を困難とする上記①②③④と同等の重大な事由があるとき

※上記の事由が生じた以後に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、ネクスティア生命は給付金のお支払いまたは保険料の払込免除を行いません(上記④の事由にのみ該当した場合で、給付金の受取人が複数の場合、給付金のうち、上記④に該当した一部の受取人にお支払いすることになっていた給付金を除いた額を他の受取人に支払います。)。すでに給付金をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときでもその保険料のお払込みを求めることができます。

- (※1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 (※2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは給付金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

■ 詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

- ◇ご契約者さま、被保険者さままたは給付金受取人の詐欺によって保険契約を締結または復活したときは、ネクスティア生命はその保険契約を取り消すことができます。この場合、お払込みいただいた保険料はお返ししません。
 ◇ご契約者さまが給付金などを不法に取得する目的または他人に給付金などを不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、その保険契約は無効となります。この場合、お払込みいただいた保険料はお返ししません。

ご契約後のお手続きについて

1 各種変更手続きなどについて

■ お手続き一覧

◇各種変更手続きなどは、ネクスティア生命ホームページのマイページおよびカスタマーサービスセンターにて受付けています。

お手続き	内容	お手続き方法
連絡先変更	ご登録の連絡先を変更することができます。	マイページでお手続きください。
氏名変更・訂正(改姓・改名)	ご契約者さま・被保険者さまの氏名を変更・訂正することができます。	
受取人変更・訂正	指定代理請求人を変更することができます。	
払込方法変更	保険料をお払込みいただくクレジットカードや振替口座の変更、払込方法(クレジットカード払、口座振替払)の変更、払込回数(月払、年払)の変更ができます。 2012年4月現在、年払への変更はお取り扱いしておりません。	
解約	ご契約のすべての保障部分について解約ができます。	
特約解約	ご契約の特約部分について解約ができます。	
生命保険料控除証明書再発行	生命保険料控除証明書の再発行を受付けします。	
パスワードの変更	ご登録いただいているパスワードを変更することができます。	カスタマーサービスセンターにお問い合わせください。
保険証券再発行	保険証券の再発行を受付けします。	
保険金・年金・給付金などのご請求	給付金などのご請求を受付けします。	
保険契約の復活	失効した保険契約の復活を受付けします。	
性別・生年月日訂正	ご契約者さま・被保険者さまの性別・生年月日訂正を受付けします。	

※保障額の増額・減額はできません。

<http://www.nextialife.co.jp>

TEL 0120-953-831

受付時間

月～金 9:00～22:00
土・日・祝日 9:00～18:00
※年末年始の当社休業日を除く

2 解約と解約返戻金について

■ 保険契約の解約

- ◇ 保険契約はいつでも解約することができますが、生命保険はお客さまとお客さまのご家族の生活保障などのお役に立つ大切な財産です。ぜひご継続をご検討ください。
- ◇ 主契約を解約されますと、付加されている各種特約も同時に消滅します。

■ 解約返戻金

- ◇ この保険には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

その他の事項について

1 生命保険と税金について

- ◇ 以下は、2012年4月現在の税制・関係法令等にもとづいて記載しております。
将来的に税制・関係法令等が変更された場合には、変更後のお取扱いの内容が適用されますのでご注意ください。
個別のお取扱い等については、所轄の税務署または税理士等の専門家にご相談ください。

■ 年末調整・確定申告について

- ◇ お払込みいただいた保険料は生命保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。
 - 控除の対象となる保険契約
給付金の受取人が契約者本人か、配偶者やその他の親族となっている保険契約。
 - 控除の対象となる保険料
1月から12月までの1年間にお払込みいただいた保険料の合計額。
 - お手続き方法
生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。毎年10月中旬以降順次生命保険料控除証明書をお送りします。この証明書を年末調整や確定申告の際に、申告書に添付して控除をお受けください。

■ 生命保険料控除額について

◇ 契約日が2011年12月31日以前のご契約について

- 所得税の生命保険料控除額 (課税対象額から控除されます。)

年間正味払込保険料	控除される額
25,000円以下のとき	全額
25,000円をこえ50,000円以下のとき	年間払込保険料×1/2+12,500円
50,000円をこえ100,000円以下のとき	年間払込保険料×1/4+25,000円
100,000円をこえるとき	一律50,000円

- 住民税の生命保険料控除額 (課税対象額から控除されます。)

年間正味払込保険料	控除される額
15,000円以下のとき	全額
15,000円をこえ40,000円以下のとき	年間払込保険料×1/2+7,500円
40,000円をこえ70,000円以下のとき	年間払込保険料×1/4+17,500円
70,000円をこえるとき	一律35,000円

◇ 契約日が2012年1月1日以後のご契約について

- 所得税の一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料控除額 (課税対象額から控除されます。)

年間正味払込保険料	控除される額
20,000円以下のとき	全額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	年間払込保険料×1/2+10,000円
40,000円をこえ80,000円以下のとき	年間払込保険料×1/4+20,000円
80,000円をこえるとき	一律40,000円

※それぞれ40,000円 (全体で120,000円) が控除額の上限となります。

- 住民税の一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料控除額 (課税対象額から控除されます。)

年間正味払込保険料	控除される額
12,000円以下のとき	全額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	年間払込保険料×1/2+6,000円
32,000円をこえ56,000円以下のとき	年間払込保険料×1/4+14,000円
56,000円をこえるとき	一律28,000円

※それぞれ28,000円 (全体で70,000円) が控除額の上限となります。

- 医療保障を内容とする主契約または特約に係る保険料は一般生命保険料控除とは別枠で、介護医療保険料控除の対象となります。
- 生存または死亡保障を内容とする主契約または特約に係る保険料及びその他保険料は一般生命保険料控除の対象となります。

◇ 契約日が2011年12月31日以前のご契約と、2012年1月1日以後のご契約の両方の保険料控除の適用を受ける場合

- 所得税は、契約日が2011年12月31日以前のご契約の控除額と、2012年1月1日以後のご契約の控除額を合計した額となります (ただし、それぞれ40,000円限度)。
- 住民税は、契約日が2011年12月31日以前のご契約の控除額と、2012年1月1日以後のご契約の控除額を合計した額となります (ただし、それぞれ28,000円限度)。

■ 給付金を受取った場合の税金について

- ◇ 給付金は受取人が被保険者さま、その配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族である場合、全額非課税となります。

2 契約当事者以外の者による解約の効力について

■ 差押債権者、破産管財人等による解約について

◇ご契約者さまの差押債権者、破産管財人等(以下「債権者等」といいます。)によるご契約の解約は、解約の通知がネクスティア生命に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

■ 給付金の受取人によるご契約の存続について

◇債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約がネクスティア生命に通知された時において、以下のすべてを満たす給付金の受取人はご契約を存続させることができます。

- ①ご契約者さまの親族、被保険者さまの親族または被保険者さま本人であること
- ②ご契約者さまでないこと

◇給付金の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知がネクスティア生命に到達した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。

- ①ご契約者さまの同意を得ること
- ②解約の通知がネクスティア生命に到達した日に解約の効力が生じたとすればネクスティア生命が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
- ③上記②について、債権者等に支払った旨をネクスティア生命に対して通知すること(ネクスティア生命への通知についても期間内に行うこと)

3 管轄裁判所について

◇この保険契約における給付金などの請求に関する訴訟については、ネクスティア生命の本社の所在地または給付金などの受取人となる方の住所地を管轄する高等裁判所(本庁とします。)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

カチツと 終身がん

約 款

ご契約についてのとりきめを、くわしく説明しています。
ご契約のしおりとあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確に
ご理解いただきますようお願いいたします。

がん保険(終身型) 普通保険約款 目次

1. 責任開始期

- 第1条 責任開始期
- 第2条 保険証券

2. 契約日

- 第3条 契約日

3. 保険契約者及び被保険者

- 第4条 保険契約者及び被保険者

4. 保険期間及び保険料払込期間

- 第5条 保険期間及び保険料払込期間
- 第6条 未経過期間返還金

5. がん入院給付金日額

- 第7条 がん入院給付金日額
- 第8条 がんの定義及び診断確定

6. 給付金の支払

- 第9条 給付金の支払

7. 保険料の払込免除

- 第10条 保険料の払込免除

8. 保険契約の取消し・無効

- 第11条 詐欺による取消し
- 第12条 不法取得目的による無効
- 第13条 がん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効

9. 告知義務、告知義務違反による解除等

- 第14条 告知義務
- 第15条 告知義務違反による解除
- 第16条 保険契約を解除できない場合

10. 重大事由による解除

- 第17条 重大事由による解除

11. 保険料の払込み

- 第18条 第1回保険料の払込み及び猶予期間
- 第19条 第1回保険料の払込み前に保険料の払込免除事由に該当した場合
- 第20条 第1回保険料の不払いによる無効
- 第21条 第2回以後の保険料
- 第22条 保険料の払込方法(経路)

12. 会社の指定した金融機関等の口座振替により 払い込む場合の規定

- 第23条 規定の適用
- 第24条 保険料の払込み
- 第25条 保険料口座振替不能の場合の取扱い
- 第26条 指定口座等の変更

13. 会社の指定したクレジットカードにより払い 込む場合の規定

- 第27条 規定の適用
- 第28条 保険料の払込み
- 第29条 クレジットカードの変更

14. 保険料払込みの猶予期間及び保険契約の失効

- 第30条 保険料払込みの猶予期間及び保険契約の失効

15. 保険契約の復活

- 第31条 保険契約の復活

16. 契約者配当金

- 第32条 契約者配当金

17. 解約及び解約返戻金

- 第33条 解約
- 第34条 解約返戻金

18. 給付金の請求及び支払の時期・場所

- 第35条 給付金の請求及び支払の時期・場所
- 第36条 被保険者が死亡した場合の規定

19. 契約内容及び保険契約者等の変更

- 第37条 契約内容等の変更
- 第38条 保険契約者の変更
- 第39条 給付金の受取人による保険契約の存続
- 第40条 保険契約者の住所の変更

20. 年齢の計算ならびに契約年齢及び性別の誤りの 処理

- 第41条 年齢の計算
- 第42条 契約年齢及び性別の誤りの処理

21. 請求書類

- 第43条 請求書類

22. 指定代理請求

- 第44条 指定代理請求人の指定及び変更指定
- 第45条 指定代理請求人等による給付金等の請求
- 第46条 指定代理請求人を指名した場合の告知義務違反による解除及び重大事由による解除の通知の特例

23. 時効

- 第47条 時効

24. 管轄裁判所

- 第48条 管轄裁判所

25. がん保険(定期型)から移行された場合の取扱い

- 第49条 がん保険(定期型)から移行された場合の取扱い

別表1：対象となる悪性新生物および上皮内新生物(「がん」)

別表2：高度障害状態

別表3：対象となる不慮の事故

別表4：障害状態

備考1：電磁的方法

備考2：「入院」及び「病院または診療所」

がん保険(終身型)普通保険約款

(平成24年4月1日改定)

(この保険の内容)

この保険は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。詳細は第9条または第10条をご覧ください。

名称	支払事由	給付
がん入院給付金	被保険者が、がん給付の責任開始期以後に診断確定された所定のがんの治療を直接の目的とする入院をしたとき	がん入院給付金日額に入院日数を乗じた金額
がん診断給付金	被保険者が、がん給付の責任開始期以後に初めて所定のがんと診断確定されたとき	がん入院給付金日額に所定の倍率を乗じた金額
保険料の払込免除	被保険者が、所定の高度障害状態になったとき、また不慮の事故によって所定の障害状態になったとき	その後の保険料を免除

1. 責任開始期

(責任開始期)

- 第1条 会社は、保険契約の申込みを承諾した場合には、保険契約の申込みまたは告知のいずれか遅い時点から保険契約上の責任を負います(以下「責任開始期」といい、責任開始期の属する日を「責任開始の日」といいます。)
- がん入院給付金またはがん診断給付金については、前項に定める責任開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険契約上の責任を負います(以下「がん給付の責任開始期」といいます。)
 - 前項の規定にかかわらず、保険料の払込免除の責任開始期については、第1項に定める責任開始期と同一とします。
 - 第31条に規定する復活が行われた場合の責任開始期については、最後の復活日より保険契約上の責任を負います。ただし、第2項に定めるがん給付の責任開始期の前日までに復活が行われた場合には、第2項に定めるがん給付の責任開始期と同一とします。
 - 会社が、保険契約の申込みを承諾した場合には、その旨を保険契約者に通知し、第2条(保険証券)に定める保険証券を発行します。
 - 本条に規定する保険契約の申込み、復活、承諾及び承諾の通知は電磁的方法によって行います。ただし、電磁的方法が不可能な場合にはその他の方法を用いる場合があります。

(保険証券)

第2条 会社は、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。

- 会社名
- 保険契約者の氏名
- 被保険者の氏名
- 給付金の受取人の氏名
- 支払事由
- 保険期間
- 給付金の額
- 保険料及びその払込方法
- 契約日
- 保険証券を作成した年月日

2. 契約日

(契約日)

第3条 契約日は責任開始期の属する月の翌月1日とします。

- 前項の契約日を保険期間及び保険料払込期間の起算日とし、その日を含めて計算します。
- 第1項の契約日における被保険者の満年齢をもって契約年齢とします。
- 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款及び特約条項の規定にもとづいて給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときは、前3項の規定に係らず、契約年齢及び保険期間は、会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準日として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、給付金の支払があるときは、過不足分を支払金額と精算します。

3. 保険契約者及び被保険者

(保険契約者及び被保険者)

第4条 保険期間を通じて、保険契約者と被保険者は同一の人とします。

4. 保険期間及び保険料払込期間

(保険期間及び保険料払込期間)

第5条 この保険契約の保険期間は終身とします。

2 保険料払込期間は保険期間と同一とします。

(未経過期間返還金)

第6条 年払の保険契約の保険料のうち、保険契約が消滅したときまたは保険料の払込免除事由が生じたときからそれぞれ直後の年単位の契約応当日の前日までの残りの月数(1か月未満の端数については切り捨てます。)により計算された額を未経過期間返還金とします。

2 月払の保険契約においては、未経過期間返還金はありません。

5. がん入院給付金日額

(がん入院給付金日額)

第7条 がん入院給付金の額は、入院1日につき会社の定める範囲内とし、その額は、契約締結時に定めます。

(がんの定義及び診断確定)

第8条 この保険契約において「がん」とは、別表1に定める悪性新生物(以下「悪性新生物」といいます。)及び別表1に定める上皮内新生物(以下「上皮内新生物」といいます。)をいいます。

2 がんの診断確定は以下のとおりです。

(1) 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見(生検を含みます。以下同じとします。)により日本の医師または歯科医師の資格を持つ者(日本の医師または歯科医師の資格を持つ者と同等と会社が認めた日本国外の医師または歯科医師を含みます。以下「医師または歯科医師」といいます。)によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

(2) 上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見により日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。

6. 給付金の支払

(給付金の支払)

第9条 この保険契約において、支払う給付金の種類、給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)、支払額及び受取人は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
がん入院給付金	被保険者が、保険期間中につきのいずれにも該当する入院をしたとき ① がん給付の責任開始期(復活が行われた場合には最後の復活日。以下同じとします。)以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院 ② 病院または診療所における入院	がん入院給付金日額に、がん給付の責任開始期以後の保険期間中のがんの治療を直接の目的とした入院日数を乗じた金額	被保険者
がん診断給付金	(1)悪性新生物診断給付金 被保険者が、がん給付の責任開始期以後の保険期間中に、がん給付の責任開始期前を含めて初めて悪性新生物と診断確定されたとき	支払事由発生日におけるがん入院給付金日額に契約時に定めた一定の給付倍率を乗じた金額(以下「がん診断給付金額」といいます。)	
	(2)上皮内新生物診断給付金 被保険者が、がん給付の責任開始期以後の保険期間中に、がん給付の責任開始期前を含めて初めて上皮内新生物と診断確定されたとき		

- 2 悪性新生物診断給付金及び上皮内新生物診断給付金の支払は、保険期間を通じて合わせて1回のみとします。
- 3 被保険者が第1項に規定するがん入院給付金の支払事由に該当する入院中に、がん以外の疾病または傷害の治療を開始し入院を継続した場合には、そのがん以外の疾病または傷害の治療を開始した日以後の入院日数のうち、がんの治療を目的とした入院の入院日数について第1項のがん入院給付金の規定を適用します。
- 4 被保険者ががん以外の疾病または傷害による入院中にがんと診断確定された場合、そのがんの治療を開始した日からそのがんの治療を目的として入院したものとみなして、第1項の規定を適用します。
- 5 がん入院給付金及びがん診断給付金の受取人を被保険者以外に変更することはできません。

7. 保険料の払込免除

(保険料の払込免除)

第10条 この保険契約の保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込みを免除する場合 (以下「免除事由」といいます。)	払込みを免除する 保険料	免除事由に該当しても保険料の払込みを免除しない場合 (以下「免責事由」といいます。)
<p>(1) 被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病によって保険料払込期間中に別表2に定める高度障害状態(以下「高度障害状態」といいます。)になったとき。</p> <p>この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病(責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態になったときを含みます。</p>	<p>免除事由に該当したときの直後に到来する払込期(払込期月の初日から契約応当日の前日まで)に免除事由が生じた場合には、その払込期)以後の保険料</p>	<p>つぎのいずれかにより免除事由に該当したとき</p> <p>(1) 被保険者の自殺行為 (2) 保険契約者または被保険者の故意による傷害行為 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波。</p> <p>ただし、免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、保険料の払込みを免除することがあります。</p>
<p>(2) 被保険者が、責任開始期以後に発生した別表3に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に別表4に定める障害状態になったとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後の不慮の事故による傷害を原因とする障害状態が新たに加わって、別表4に定める障害状態になったときを含みます。</p>	<p>免除事由に該当したときの直後に到来する払込期(払込期月の初日から契約応当日の前日まで)に免除事由が生じた場合には、その払込期)以後の保険料</p>	<p>つぎのいずれかにより免除事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波。</p> <p>ただし、免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、保険料の払込みを免除することがあります。</p>

- 2 前項にかかわらず、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として前項に定める保険料の払込免除事由に該当したときは、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約の締結の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、保険料の払込みを免除します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) 責任開始期前のその疾病について、次の①及び②を満たし、かつ、責任開始期前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合には、保険料の払込みを免除します。
 - ① 責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがないこと
 - ② 責任開始期前に、被保険者が健康診断(健康維持、病気の早期発見のための診察・検査をいい、自発的に被保険者が受診した「基本健康診査」などのあらゆる検診、検査や人間ドックを含みます。)による異常の指摘を受けたことがないこと
- 3 保険料の払込みが免除された場合には、以後の払込期月の契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。この場合、未経過期間返還金があるときは、これを保険契約者に支払い、その後は第6条(未経過期間返還

金)の規定に係らず未経過期間返還金はありません。

- 4 保険料の払込みが免除された保険契約については、保険料の払込免除事由発生以後、第21条(第2回以後の保険料)第6項の規定は適用しません。
- 5 保険料の払込みを免除したときは電磁的方法によって保険契約者に通知します。ただし、電磁的方法が不可能な場合はその他の方法を用いる場合があります。

8. 保険契約の取消し・無効

(詐欺による取消し)

第11条 保険契約者、被保険者または給付金の受取人の詐欺により保険契約を締結または復活したときは、会社は、その保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

(不法取得目的による無効)

第12条 保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、その保険契約は無効とし、払い込んだ保険料は払い戻しません。

(がん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効)

第13条 被保険者が告知以前または告知のときからがん給付の責任開始期の前日までにかんと診断確定されていた場合には、保険契約者及び被保険者の、その事実の知、不知に係らず、この保険契約は無効とします。ただし、第14条、第15条及び第16条の規定によりこの保険契約が解除される場合を除きます。

- 2 前項の規定によりこの保険契約が無効とされる場合、既に払い込まれた保険料は保険契約者に払い戻します。

9. 告知義務、告知義務違反による解除等

(告知義務)

第14条 保険契約の締結または復活の際、会社は給付金の支払事由及び保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち被保険者に告知を求める事項を電磁的方法によって表示します。表示した告知事項について保険契約者または被保険者は、電磁的方法によって告知してください。ただし、電磁的方法が不可能な場合はその他の方法を用いる場合があります。

(告知義務違反による解除)

第15条 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったか、または不実のことを告げた場合は、会社は、保険契約を将来に向かって解除することができます。

- 2 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合は、給付金を支払わず、または保険料の払込みを免除しません。また、既に給付金を支払い、または保険料の払込みを免除していたときは、給付金の返還を請求し、また、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払い、または保険料の払込みを免除します。
- 3 保険契約を解除したときは、保険契約者に通知します。ただし、保険契約者の住所不明等正当な事由によって保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除した場合は、未経過期間返還金があるときは、これを保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第16条 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条(告知義務)の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が保険契約の締結または復活後、解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始期の属する日(復活の際の責任開始期を含みます。)から2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から2年以内に解除の原因となる事実に基づいて給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- 2 前項第2号及び第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

10. 重大事由による解除

(重大事由による解除)

- 第17条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(保険料払込免除を含みます。以下本項において同じとします。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) この保険契約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険会社等(共済を含む)との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- 2 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑥までに該当した者が給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。以下、本号について同じ。)を支払いません。また、既にその支払事由により給付金を支払っていたときは、会社は、その返還を請求します。
 - (2) 前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込みの免除事由による保険料の払込みを免除しません。また、既にその保険料払込みの免除事由により保険料の払込みを免除していたときは、会社は、払込みを免除した保険料の払込みがなかったものとして取り扱います。
- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除した場合は、会社は、未経過期間返還金があるときはこれを保険契約者に支払います。なお、この保険契約に解約返戻金はありません。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して第2項第1号の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、未経過期間返還金があるときはこれを保険契約者に支払います。なお、この保険契約に解約返戻金はありません。

11. 保険料の払込み

(第1回保険料の払込み及び猶予期間)

- 第18条 保険契約者は、第1回保険料を払込期間に払い込んでください。
- 2 前項の払込期間は、責任開始の日から、その日を含めて、責任開始期の属する月の翌月末日までとします。
 - 3 第1回保険料の払込みについては、前項に定める払込期間の翌月初日から末日までの猶予期間があります。

(第1回保険料の払込み前に保険料の払込免除事由に該当した場合)

- 第19条 第1回保険料の払込みがないまま、第1回保険料の猶予期間までに主約款または特約条項の規定にもとづいて保険料の払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了までに第1回保険料を払い込んでください。ただし、第2回以後の保険料について、未払込保険料がある場合は第1回保険料と合わせた未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込みを免除しません。

(第1回保険料の不払いによる無効)

- 第20条 第1回保険料の猶予期間満了までに第1回保険料の払込みがないときは、会社は保険契約を無効とします。
- 2 本条の規定によって保険契約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の払戻しはありません。

(第2回以後の保険料)

- 第21条 第2回以後の保険料は、払込期間中、被保険者が生存している間、毎回第22条(保険料の払込方法(経路))第1項に定める

払込方法(経路)に従い、つぎの期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んでください。

(1) 月払契約の場合

月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じとします。)の属する月の初日から末日まで

(2) 年払契約の場合

年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- 2 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合、または、保険料の払込免除の事由が生じた場合は、その保険料を保険契約者に払い戻します。
- 3 第1項の契約応当日以後末日までに、給付金の支払事由が生じた場合は、その払込期月の未払込保険料を給付金から差し引きます。
- 4 第1項の契約応当日以後末日までに、保険料の払込免除の事由が生じた場合は、ただちに未払込保険料を払い込んでください。
- 5 前2項の場合、未払込保険料の払込みについては、第30条(保険料払込みの猶予期間及び保険契約の失効)第4項及び第5項の規定を準用します。
- 6 保険契約者は、会社の定める保険料の範囲内で、会社の承諾を得て、月払または年払の保険料払込方法を相互に変更することができます。

(保険料の払込方法(経路))

第22条 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法(経路)を選択することができます。

(1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

(2) 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法

- 2 保険契約者は、会社の指定した範囲内で、第1項各号の保険料の払込方法(経路)を変更することができます。
- 3 保険契約者が前項の変更を請求するときは、会社所定の方法(第43条(請求書類))により会社に通知してください。
- 4 第1項の規定により選択された保険料の払込方法(経路)が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法(経路)を他の払込方法(経路)に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法(経路)の変更を行うまでの間の保険料については、送金等の方法により払い込んでください。

12. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む場合の規定

(規定の適用)

第23条 保険契約者が第22条(保険料の払込方法(経路))第1項第1号に定める口座振替により払い込む方法を選択した場合、会社は、つぎの各号の条件を満たした保険契約に対して、この規定を適用します。

- (1) 保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)が会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等(以下「提携金融機関」といいます。)に設置してあること
- (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

(保険料の払込み)

第24条 保険料は、会社の定めた日(以下「振替日」といいます。)に、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。

- 2 前項の場合、振替日に保険料の払込みがあったものとします。
- 3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、これらを合算して振り替えます。
- 4 保険契約者は、あらかじめ保険料相当額を指定口座に預け入れしておくことを要します。
- 5 この規定による口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

(保険料口座振替不能の場合の取扱い)

第25条 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 月払契約の場合、翌月の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。指定口座の預け入れ残高が振替合計額に満たない場合、保険料が振り替えられなくなります。
- (2) 年払契約の場合、振替日の翌月の振替日に再度保険料の口座振替を行います。

- 2 前項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、猶予期間内(第30条(保険料払込みの猶予期間及び保険契約の失効))に払込期月を過ぎた保険料を送金等による方法で払い込んでください。

(指定口座等の変更)

第26条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社及び当該提携金融機関に申し出てください。

- 2 保険契約者が保険料の口座振替の取扱いを停止する場合には、あらかじめ会社及び当該提携金融機関に申し出て、他の払込方法(経路)を選択してください。

- 3 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱いを停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか、他の払込方法(経路)を選択してください。ただし、会社は指定口座の変更が完了するまでの間、送金等により払い込む方法を認めることがあります。
- 4 会社は、会社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ電磁的方法によって保険契約者に通知します。ただし、電磁的方法が不可能な場合はその他の方法を用いる場合があります。

13. 会社の指定したクレジットカードにより払い込む場合の規定

(規定の適用)

第27条 保険契約者が第22条(保険料の払込方法(経路))第1項第2号に定めるクレジットカードにより払い込む方法を選択した場合、会社は、つぎの各号の条件を満たした保険契約に対して、この規定を適用します。

- (1) 保険契約者が、会社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)につきクレジットカード発行会社(以下「カード会社」といいます。)との間で締結された会員規約等(以下「会員規約等」といいます。)により会員として認められた者またはクレジットカードの使用を認められた者と同一であること
- (2) 保険契約者がカード会社の会員規約等にもとづいて、保険料の払込みにクレジットカードを使用すること

(保険料の払込み)

第28条 第1回保険料、未払込保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性及び利用限度額内であること等の確認(以下「有効性及び利用限度額内等確認」といいます。)を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾したとき、第1回保険料については契約日、未払込保険料については会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承諾したときにおいて会社が当該保険料を受け取ったものとします。

- 2 第2回以降保険料または異動時の追加保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認(以下「有効性等確認」といいます。)または有効性及び利用限度額内等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾したとき、当該払込期月の契約応当日において会社が当該保険料を受け取ったものとします。
- 3 保険契約者は、会員規約等に従い、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 4 会社がカード会社へ有効性及び利用限度額内等確認または有効性等確認を行った上で、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した後でも、つぎのいずれかに該当する場合には、当該保険料の払込みについて第1項または第2項の規定は適用しません。
 - (1) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用し、かつ、カード会社に対して保険料相当額を既に支払っている場合には、この限りではありません。
 - (2) 会員規約等に定める手続きが行われない場合
- 5 この規定によりクレジットカードによって払い込まれた保険料については、会社は領収証の発行は行いません。

(クレジットカードの変更)

第29条 保険契約者は、クレジットカードを会社の指定する他のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社及び当該カード会社に申し出てください。

- 2 保険契約者がクレジットカードの取扱いを停止する場合には、あらかじめ会社及び当該カード会社に申し出て、他の保険料の払込方法(経路)を選択してください。ただし、会社は指定口座の変更が完了するまでの間、送金等により払い込む方法を認めることがあります。
- 3 カード会社がクレジットカードによる保険料払込みの取扱いを停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、当該カードを会社の指定する他のクレジットカードに変更するか、他の保険料の払込方法(経路)を選択してください。ただし、会社は指定口座の変更が完了するまでの間、送金等により払い込む方法を認めることがあります。

14. 保険料払込みの猶予期間及び保険契約の失効

(保険料払込みの猶予期間及び保険契約の失効)

第30条 第2回以後の保険料の払込みについては、払込期月の翌月初日から末日まで猶予期間があります。

- 2 猶予期間中に保険料の払込みがないときは、保険契約は、猶予期間満了日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は、解約の請求をすることができます。このとき解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 3 猶予期間中に給付金の支払事由が生じたときは、未払込保険料(そのときまでに払込期月の到来している未払込保険料のことをいいます。ただし、月払契約の場合、猶予期間中の契約応当日の前日までに支払事由が生じたときは前月の払込期月の未払込保険料のことをいいます。以下同じとします。)を給付金から差し引きます。
- 4 給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、給付金は支払わず、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力

を失います。

- 5 猶予期間中に保険料の払込免除の事由が生じたときは、その猶予期間満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険料の払込みは免除せず、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

15. 保険契約の復活

(保険契約の復活)

- 第31条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内ならば、保険契約の復活を請求することができます。ただし、既に解約の請求があった場合を除きます。
- 2 保険契約者は会社の指定した期日までに、つぎの各号に定める延滞保険料等(以下「延滞保険料等」といいます。)を会社の指定した方法で払い込んでください。
 - (1) 月払の場合
延滞保険料、復活の申込み当月分の保険料相当額及び翌月分の保険料相当額の合計金額
 - (2) 年払の場合
延滞保険料(年単位の契約応当月の前月に復活の申出があり、当社がそれを認めた場合は、翌年分の保険料を含みます。)
 - 3 会社が復活を承諾したときは、つぎのときから保険契約の責任を負います。この場合、その責任を開始する日を「復活日」とします。
 - (1) 復活を承諾した後に、会社の指定した期日までに延滞保険料等を受け取った場合
延滞保険料等を受け取ったとき
 - (2) 延滞保険料等を受け取った後に復活を承諾した場合
延滞保険料等を受け取ったとき(被保険者に関する告知の前に受け取った場合は、告知のとき)
 - 4 復活を承諾したときは、その旨を電磁的方法によって保険契約者に通知します。ただし、電磁的方法が不可能な場合はその他の方法を用いる場合があります。なお、復活を承諾した場合、保険証券は発行しません。

16. 契約者配当金

(契約者配当金)

第32条 この保険契約については、契約者配当金はありません。

17. 解約及び解約返戻金

(解約)

- 第33条 保険契約者は、第43条(請求書類)に従って、いつでも将来に向けて、保険契約を解約することができます。この場合、会社は未経過期間返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
- 2 保険契約が解約されたときは、電磁的方法によって保険契約者に通知します。ただし、電磁的方法が不可能な場合はその他の方法を用いる場合があります。

(解約返戻金)

第34条 この保険契約については、解約返戻金はありません。

18. 給付金の請求及び支払の時期・場所

(給付金の請求及び支払の時期・場所)

- 第35条 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 保険契約者または給付金の受取人は、すみやかに第43条(請求書類)に従い規定する必要書類を提出して給付金を請求してください。
 - 3 前項の請求があった場合、会社は必要な書類が会社に着いた日(以下、本条において「請求日」といいます。)からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社で支払います。
 - 4 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定に係らず、給付金を支払うべき期限は、請求日から60日を経過する日とします。
 - (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の入院またはがんの診断確定に該当する事実の有無
 - (2) 保険料の払込免除の免責事由に該当する可能性がある場合
保険料の払込免除事由が発生した原因

- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因
- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第17条(重大事由による解除)第1項第4号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
- 5 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項に係らず、給付金を支払うべき期限は、請求日から当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 - (1) 前項に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
 - (2) 前項に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 120日
 - (3) 前項に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 120日
 - (4) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日
 - (6) 前項に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 90日
- 6 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- 7 第4項または第5項に掲げる必要な事実の確認を行う場合、会社は給付金を請求した者にその旨を通知します。
- 8 本条の規定は、第10条(保険料の払込免除)の場合に準用します。

(被保険者が死亡した場合の規定)

- 第36条** 被保険者が保険期間中に死亡したとき、この保険契約は消滅します。この場合、被保険者の死亡時の法定相続人はすみやかに会社に通知のうえ、第43条(請求書類)に定める会社所定の必要書類を提出してください。なお、給付金の支払事由が発生していながら未だ請求がなされていないときは、被保険者の死亡時の法定相続人(法定相続人のうち死亡している者がいるときは、その者については、その順次の法定相続人)で給付金の支払事由の発生時に生存している者を受取人として給付金を請求してください。
- 2 前項の規定により受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の受取人を代理するものとします。

19. 契約内容及び保険契約者等の変更

(契約内容等の変更)

第37条 契約内容等の変更はつぎの各号に定めるもののみとします。

- (1) 保険契約者の変更
- (2) 保険契約者の住所の変更

(保険契約者の変更)

- 第38条** 第4条(保険契約者及び被保険者)の規定に係らず保険契約者の成年後見人は保険契約者本人としてこの保険契約の一切の権利義務を承継する事ができます。
- 2 前項の場合、その指定または変更についての処理が完了した旨の通知(会社所定の方式によるものに限り、)を会社が発信してからでなければ、保険契約者の変更について会社に対抗することができません。

(給付金の受取人による保険契約の存続)

- 第39条** 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の規定により給付金の受取人が会社に通知を行う場合は、第43条(請求書類)に定める必要書類を提出してください。

- 4 第4条(保険契約者及び被保険者)の規定に係らず、債権者等に第2項に定める金額が支払われた場合、1回に限り、保険契約者は、被保険者の同意及び会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を新たな保険契約者に承継させることができます。

(保険契約者の住所の変更)

- 第40条 保険契約者が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 前項の通知がなく、保険契約者の住所または通信先を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、通常到着するために要する期間を経過したときに、保険契約者に着いたものとして扱います。
- 3 第1項の通知は電磁的方法によって行ってください。ただし、電磁的方法が不可能な場合はその他の方法を用いることができます。

20. 年齢の計算ならびに契約年齢及び性別の誤りの処理

(年齢の計算)

- 第41条 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢及び性別の誤りの処理)

- 第42条 保険契約の締結の際、保険契約者が通知した被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日及び誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める年齢の範囲外の場合は、保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、契約日及び以後の保険料等を更正し、既に払い込まれた保険料の差額を会社の定める方法により計算し、保険契約者に対し、精算します。
- 2 保険契約の締結の際、保険契約者が通知した被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項に定める手続に従い処理します。

21. 請求書類

(請求書類)

- 第43条 この約款にもとづく支払い及び変更等については、つぎの表に定める書類を提出してください。

	項目	提出書類
1	がん入院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の入院証明書 (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (4) 給付金の受取人の印鑑証明書及び戸籍抄本
2	がん診断給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (4) 給付金の受取人の印鑑証明書及び戸籍抄本
3	保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (4) 会社所定の事故状況報告書(ただし、交通事故の場合、あわせて交通事故証明書) (5) 契約者の印鑑証明書
4	保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の告知書
5	契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書

6	給付金の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類 (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類(被保険者本人である場合を除きます。)
7	被保険者の死亡	(1) 会社所定の請求書 (2) 法定相続人の印鑑証明書 (3) 被保険者の住民票
8	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書
9	契約内容の変更 ・保険料払込方法の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書
10	指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書

上記の表中8から10に記す請求については、会社所定の請求書の提出に代えて、電磁的方法によることができます。この場合、会社が定める本人認証手続が異常なく完了したことをもって契約者の印鑑証明書が提出されたものとみなします。

2 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

22. 指定代理請求

(指定代理請求人の指定及び変更指定)

第44条 保険契約者が被保険者と同一の場合、保険契約者は、あらかじめ被保険者の配偶者または2親等以内の親族のなかから1人の者を指定することができます(本項により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。)

2 前項の規定に係らず、保険契約者は、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が本項の変更を請求するときは、第43条(請求書類)に定める会社所定の書類(以下「会社所定の書類」といいます。)を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
- (2) 本項の指定または変更についての処理が完了した旨の通知(会社所定の方式によるものに限ります。)を会社が発信してからでなければ、指定代理請求人の指定または変更指定について会社に対抗することができません。

(指定代理請求人等による給付金等の請求)

第45条 給付金等(がん入院給付金、がん診断給付金及び保険料の払込免除を含みます。以下同じとします。)の受取人(保険料の払込免除の場合は保険契約者)が給付金等を請求できないつぎの各号に定める事情があるときは、前条の規定により指定または変更指定した指定代理請求人が、会社所定の書類及びその事情の存在を証明する書類を提出し、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。

- (1) 給付金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合
 - (3) その他、前2号に準じる状態であると会社が認めた場合
- 2 前項の規定に係らず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第1項に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。
- 3 給付金等の受取人が第1項各号に定める給付金等を請求できない事情があり、かつ、つぎの各号のいずれかに該当するときは、給付金等の受取人の戸籍上の配偶者(戸籍上の配偶者がいない場合には、給付金等の受取人の直系血族の代表者)が、会社所定の書類及びその事情の存在を証明する書類を提出し、会社の承諾を得て、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
- (1) 指定代理請求人が第1項の請求時において既に死亡している場合
 - (2) 指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項に定める範囲外である場合
 - (3) 指定代理請求人が指定されていない場合
- 4 第1項及び前項の規定により、会社が給付金等を給付金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその給付金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 本条の規定に係らず、故意に保険料の払込みの免除事由を生じさせた者または故意に給付金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人及び第3項に定める給付金等の受取人の代理人としての取扱いを受けることができません。

- 6 事実の確認に際し、指定代理請求人または第3項に定める給付金等の受取人の代理人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで給付金等を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同じとします。

(指定代理請求人を指名した場合の告知義務違反による解除及び重大事由による解除の通知の特例)

第46条 主契約またはこれに付加されている特約の告知義務違反による解除及び重大事由による解除の通知については、主約款またはこれに付加されている特約の特約条項における告知義務違反による解除及び重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第3項に定める給付金等の受取人の代理人に通知します。

23. 時効

(時効)

第47条 給付金を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときには消滅します。

24. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第48条 この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人(給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地を管轄する高等裁判所(本庁とします。)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

- 2 この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については前項の規定を準用します。

25. がん保険(定期型)から移行された場合の取扱い

(がん保険(定期型)から移行された場合の取扱い)

第49条 保険契約者は、移行後の保険契約の第1回保険料を、移行日(契約応当日)の属する月の末日までに、会社に払い込んでください。この場合、第30条(保険料払込みの猶予期間及び保険契約の失効)第1項、第3項、第4項及び第5項の規定を準用します。

- 2 猶予期間中に前項の保険料の払込みがないときは、保険契約は移行されません。
- 3 本条の規定によってがん保険(定期型)から移行された場合には、第9条(給付金の支払)、第10条(保険料の払込免除)、第13条(がん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効)、第14条(告知義務)、第15条(告知義務違反による解除)及び第16条(保険契約を解除できない場合)の規定の適用に際しては、移行前の保険期間と移行後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
- 4 がん保険(定期型)から移行後に、移行前の保険期間中に給付金の支払事由が生じていたことが判明した場合は、前3項の規定に係らず、以下のとおり取り扱います。
 - (1) 移行前の保険契約が更新可能契約の場合
保険契約の移行を取り消し、移行時に更新されたものとして、保険料等を更正し、既に払い込まれた保険料の差額を計算し、保険契約者に対し、精算します。
 - (2) 移行前の保険契約が更新可能契約ではない場合
保険契約の移行を取り消し、既に払い込まれた保険料は返還し、給付金等の支払については、移行前の普通保険約款に従います。
- 5 第11条(詐欺による取消し)及び第12条(不法取得目的による無効)の規定は、本条の場合に準用します。
- 6 保険契約を移行した場合には、電磁的方法によって保険契約者に通知します。ただし、電磁的方法が不可能な場合はその他の方法を用いる場合があります。

別表1：対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「がん」）

対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「がん」）とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

（Ⅰ）悪性新生物

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00 - C14
消化器の悪性新生物	C15 - C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30 - C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40 - C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43 - C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45 - C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51 - C58
男性生殖器の悪性新生物	C60 - C63
腎尿路の悪性新生物	C64 - C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69 - C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73 - C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76 - C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81 - C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97

（Ⅱ）上皮内新生物

分類項目	基本分類コード
上皮内新生物	D00 - D09

上記（Ⅰ）（Ⅱ）の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
/2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性
/3・・・悪性、原発部位
/6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表2：高度障害状態

- 1 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 4 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 5 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 7 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(備考)

1 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により、発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

4 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

別表3：対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます。(ただし、表2中の「除外するもの」欄にあるものおよび備考欄で除外しているものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者(保険契約者が保険給付の対象となっている場合は保険契約者。以下表1において同じとします。)にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外するもの
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	・ 飢餓・渴
・ 転倒・転落(W00～W19)	
・ 生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49) (備考1)	・ 騒音への曝露(W42) ・ 振動への曝露(W43)
・ 生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・ 不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・ その他の不慮の窒息(W75～W84)	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・ 煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・ 熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・ 有毒動植物との接触(X20～X29)	
・ 自然の力への曝露(X30～X39)	・ 自然の過度の高温への曝露(X30)中の気象条件によるもの(日射病、熱射病など)
・ 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)(備考2、3)	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの

<ul style="list-style-type: none"> ・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57) 	<ul style="list-style-type: none"> ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52)
<ul style="list-style-type: none"> ・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59) 	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	<ul style="list-style-type: none"> ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の診断、治療を目的としたもの
<ul style="list-style-type: none"> ・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの(備考3) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの 	
<ul style="list-style-type: none"> ・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84) 	

(備考)

1. 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。
2. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
3. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

別表4：障害状態

- 1 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- 3 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- 4 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 5 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 6 10手指の用を全く永久に失ったもの
- 7 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
- 8 10足指を失ったもの

(備考)

- 1 眼の障害(視力障害)
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- 2 耳の障害(聴力障害)
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行います。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$
の値が、90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込みのない場合をいいます。

3 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

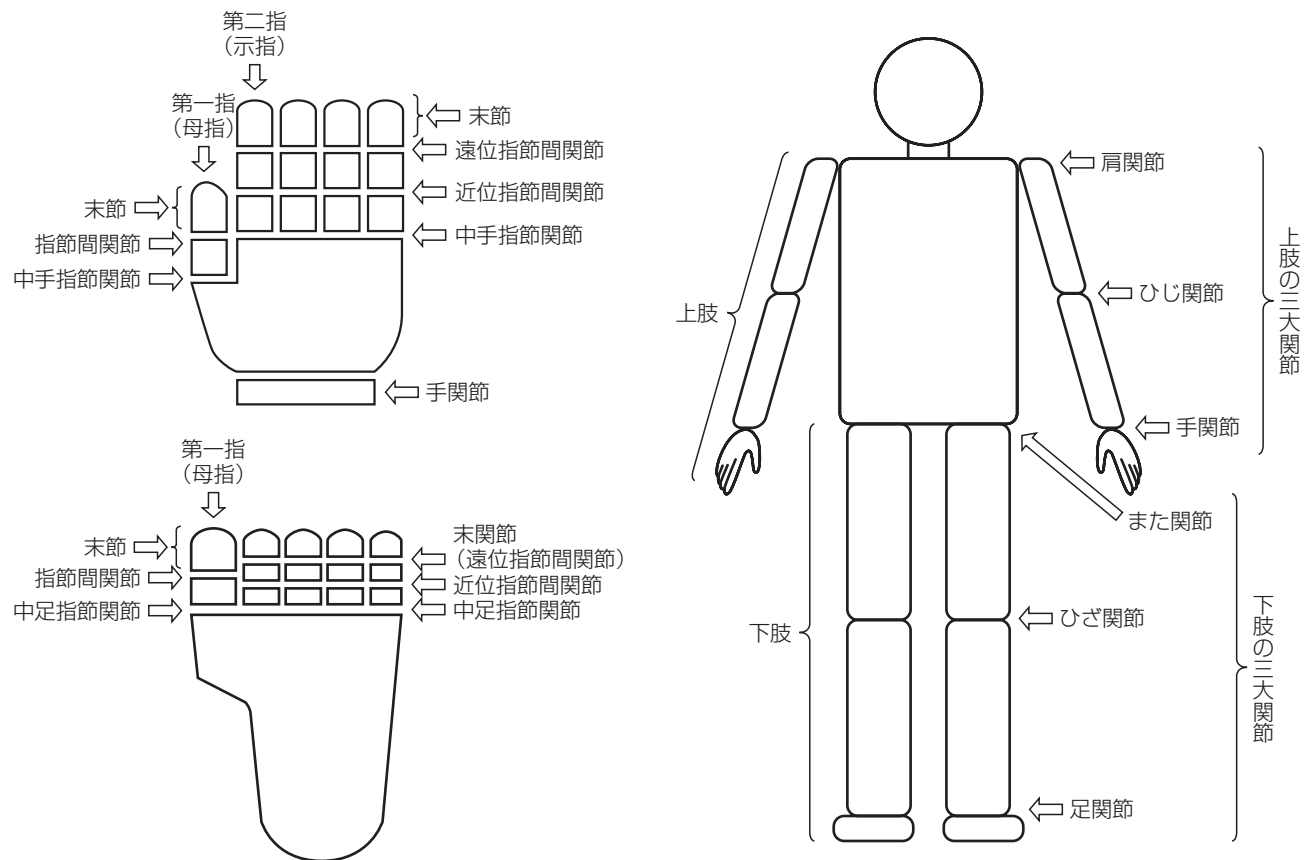
5 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

6 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

身体略解図



備考1：電磁的方法

本約款における「電磁的方法」とは、それぞれつぎに掲げる場合に応じて、つぎに掲げる方法を指します。

- (1) 会社から保険契約の申込者、保険契約者または被保険者(以下「保険契約者等」といいます。)に対して通知、表示または意思表示(以下「通知等」といいます。)を行う場合
 - ① 会社の使用に係る電子計算機と保険契約者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ② 会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
 - ③ 保険契約者等ファイル(会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルで、もっぱら当該保険契約者等の用に供せられるファイルをいいます。以下同じとします。)に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
 - ④ 会社の閲覧ファイル(会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するため通知等を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。)に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
- (2) 保険契約者等から会社に対して通知等を行う場合
 - ① 保険契約者等ファイルに、保険契約者等が通知等を行うべき事項を記録する方法
 - ② 保険契約者等の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続にしたがって、保険契約者等がその使用に係る電子計算機を用いて送信する方法

備考2：「入院」及び「病院または診療所」

1 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じとします。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じとします。)が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、つぎの2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号いずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関して施術を受けるため、柔道整復師に定める施術所に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
- (2) 前号の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

がん手術給付特約(終身型) 目次

別表1：対象となる手術

備考

- 第1条 特約の締結
- 第2条 責任開始期
- 第3条 特約の保険期間及び保険料払込期間
- 第4条 がんの定義及び診断確定
- 第5条 給付金の支払
- 第6条 特約保険料の払込免除
- 第7条 がん手術給付金の責任開始期前のがん診断確定による無効
- 第8条 告知義務及び告知義務違反による解除
- 第9条 特約を解除できない場合
- 第10条 重大事由による解除
- 第11条 特約保険料の払込み
- 第12条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱い
- 第13条 特約の失効及び同時消滅
- 第14条 特約の復活
- 第15条 契約者配当金
- 第16条 特約の解約
- 第17条 解約返戻金
- 第18条 給付金の請求及び支払の時期・場所
- 第19条 請求書類
- 第20条 主契約に指定代理請求人が指定された場合の特則
- 第21条 管轄裁判所
- 第22条 主約款の規定の準用
- 第23条 主契約ががん保険(定期型)から移行された場合の取扱い

がん手術給付特約(終身型)

(平成22年7月21日制定)

(この特約の内容)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。詳細は第5条または第6条をご覧ください。

名称	支払事由	給付
がん手術給付金	被保険者が、がん手術給付金の責任開始期以後、主約款に定めるがん入院給付金の支払事由に該当する入院をし、所定の手術を受けたとき	がん手術給付金額
保険料の払込免除	主約款に定める保険料払込免除事由に該当したとき	その後の保険料を免除

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、主契約の保険契約者(以下「保険契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。

(責任開始期)

第2条 がん手術給付金の責任開始期は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定めるがん給付の責任開始期と同一とします。

2 特約保険料の払込免除の責任開始期は、主約款に定める保険料の払込免除の責任開始期と同一とします。

(特約の保険期間及び保険料払込期間)

第3条 この特約の保険期間及び保険料払込期間は主契約と同一とします。

(がんの定義及び診断確定)

第4条 この特約のがんの定義及び診断確定については、主約款のがんの定義及び診断確定の規定を準用します。

(給付金の支払)

第5条 この特約において、支払う給付金の種類、給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)、支払額及び受取人は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
がん手術給付金	(1)悪性新生物手術給付金 被保険者が、がん手術給付金の責任開始期(復活が行われた場合には最後の復活日。以下同じとします。)以後のこの特約の保険期間中に、主約款に定めるがん入院給付金の支払事由に該当する入院をした場合に、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき ① がん手術給付金の責任開始期以後に診断確定された悪性新生物の治療を直接の目的とする手術 ② 主約款に定める病院または診療所(以下「病院または診療所」といいます。)において受けた手術 ③ 別表1に定めるいずれかの種類の手術	1回の手術につき、契約時に定めたがん手術給付金額	被保険者
	(2)上皮内新生物手術給付金 被保険者が、がん手術給付金の責任開始期以後のこの特約の保険期間中に、主約款に定めるがん入院給付金の支払事由に該当する入院をした場合に、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき ① がん手術給付金の責任開始期以後に診断確定された上皮内新生物の治療を直接の目的とする手術 ② 病院または診療所において受けた手術 ③ 別表1に定めるいずれかの種類の手術		

- 2 上皮内新生物手術給付金の支払は、この特約の保険期間を通じて1回のみとします。
- 3 被保険者が、時期を同じくして2種類以上の手術を受けたときは、1種類の手術についてのみ、第1項の規定を適用してがん手術給付金を支払います。ただし、当該手術に悪性新生物の治療を直接の目的とする手術と上皮内新生物の治療を直接の目的とする手術がともに含まれる場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険期間を通じて、既に上皮内新生物手術給付金が支払われている場合
悪性新生物の治療を直接の目的とする手術についてのみ第1項の規定を適用します。
 - (2) (1)以外の場合
上皮内新生物の治療を直接の目的とする手術について第1項の規定を適用し、上皮内新生物手術給付金が支払われる場合は、悪性新生物手術給付金は支払われません。ただし、上皮内新生物手術給付金が支払われない場合は、悪性新生物の治療を直接の目的とする手術について第1項の規定を適用します。
- 4 がん手術給付金の受取人を被保険者以外に変更することはできません。

(特約保険料の払込免除)

第6条 主約款の保険料の払込免除の規定により、主約款の保険料の払込みが免除された場合、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

- 2 前項の場合、この特約の保険料の払込みの免除については、主約款の保険料の払込免除の規定を準用します。

(がん手術給付金の責任開始期前のがん診断確定による無効)

第7条 被保険者が告知以前または告知のときからがん手術給付金の責任開始期の前日までにかんと診断確定されていた場合には、保険契約者及び被保険者の、その事実の知、不知に係らず、この特約は無効とします。

- 2 前項の場合、主約款のがん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効の規定を準用します。

(告知義務及び告知義務違反による解除)

第8条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定を準用します。

(特約を解除できない場合)

第9条 この特約を解除できない場合の取扱いについては、主約款の保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

(重大事由による解除)

第10条 この特約の重大事由による解除の取扱いについては、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

(特約保険料の払込み)

第11条 この特約の保険料は、主約款の保険料とともに払い込んでください。

- 2 主約款の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱い)

第12条 この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、給付金の支払事由が生じたときは、会社は未払込保険料を給付金から差し引きます。

- 2 猶予期間中に、給付金の支払事由が発生したときは、会社は、未払込保険料を給付金から差し引きます。
- 3 前2項の場合、給付金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由の発生により支払うべき給付金を支払いません。

(特約の失効及び同時消滅)

第13条 主約款が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

- 2 主約款が消滅したときは、この特約も消滅します。
- 3 前2項の場合、この特約の未経過期間返還金があるときは、これを保険契約者に支払います。なお、この特約における未経過期間返還金については、主約款の未経過期間返還金の規定を準用します。

(特約の復活)

第14条 主約款の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- 2 この特約の復活を承諾したときは、主約款の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いを行います。

(契約者配当金)

第15条 この特約については、契約者配当金はありません。

(特約の解約)

第16条 保険契約者は、第19条(請求書類)に従って、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約の未経過期間返還金があるときは、これを保険契約者に支払います。

- 2 この特約が解約されたときは、主約款に定める電磁的方法(以下「電磁的方法」といいます。)によって保険契約者に通知します。ただし、電磁的方法が不可能な場合はその他の方法を用いる場合があります。

(解約返戻金)

第17条 この特約については、解約返戻金はありません。

(給付金の請求及び支払の時期・場所)

第18条 この特約の給付金の請求及び支払の時期・場所の取扱いについては、主約款の給付金の請求及び支払の時期・場所の規定を準用します。

(請求書類)

第19条 この特約にもとづく支払及び変更等については、つぎの表に定める書類を提出してください。

	項目	提出書類
1	がん手術給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の入院証明書 (3) 手術を受けたことを証する書類 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金の受取人の印鑑証明書及び戸籍抄本
2	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書

上記の表中2に記す請求については、会社所定の請求書の提出に代えて、電磁的方法によることができます。この場合、会社が定める本人認証手続が異常なく完了したことをもって契約者の印鑑証明書が提出されたものとみなします。

2 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(主契約に指定代理請求人が指定された場合の特則)

第20条 主契約に指定代理請求人が指定された場合、同一の人がこの特約における指定代理請求人として指定されたものとして、主約款の規定を準用します。

(管轄裁判所)

第21条 この特約における給付金及び保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第22条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(主契約ががん保険(定期型)から移行された場合の取扱い)

第23条 主契約ががん保険(定期型)から移行され、この特約も同時に移行された場合、主約款のがん保険(定期型)から移行された場合の取扱いの規定を準用します。

別表1：対象となる手術

1. 悪性新生物根治手術
2. 悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)
3. その他の悪性新生物手術
4. 悪性新生物根治放射線照射(悪性新生物の治療を目的とした50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)

備考

(1) 手術

「手術」とは、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加えることをいい、ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。

(2) 治療を直接の目的とした手術

「治療を直接の目的とした手術」には、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。

がん退院療養特約(終身型)

目次

- 第1条 特約の締結
- 第2条 責任開始期
- 第3条 特約の保険期間及び保険料払込期間
- 第4条 がんの定義及び診断確定
- 第5条 給付金の支払
- 第6条 特約保険料の払込免除
- 第7条 退院後療養給付金の責任開始期前のがん診断確定による無効
- 第8条 告知義務及び告知義務違反による解除
- 第9条 特約を解除できない場合
- 第10条 重大事由による解除
- 第11条 特約保険料の払込み
- 第12条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱い
- 第13条 特約の失効及び同時消滅
- 第14条 特約の復活
- 第15条 契約者配当金
- 第16条 特約の解約
- 第17条 解約返戻金
- 第18条 給付金の請求及び支払の時期・場所
- 第19条 請求書類
- 第20条 主契約に指定代理請求人が指定された場合の特則
- 第21条 管轄裁判所
- 約 第22条 主約款の規定の準用
- 款 第23条 主契約ががん保険(定期型)から移行された場合の取扱い

がん退院療養特約(終身型)

(平成22年7月21日制定)

(この特約の内容)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。詳細は第5条または第6条をご覧ください。

名称	支払事由	給付
退院後療養給付金	被保険者が、主約款に定めるがん入院給付金の支払事由に該当する入院の後、療養のため退院したとき	退院後療養給付金額
保険料の払込免除	主約款に定める保険料払込免除事由に該当したとき	その後の保険料を免除

(特約の締結)

第1条 この特約は主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、主契約の保険契約者(以下「保険契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。

(責任開始期)

第2条 退院後療養給付金の責任開始期は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定めるがん給付の責任開始期と同一とします。

2 特約保険料の払込免除の責任開始期は、主約款に定める保険料の払込免除の責任開始期と同一とします。

(特約の保険期間及び保険料払込期間)

第3条 この特約の保険期間及び保険料払込期間は主契約と同一とします。

(がんの定義及び診断確定)

第4条 この特約のがんの定義及び診断確定については、主約款のがんの定義及び診断確定の規定を準用します。

(給付金の支払)

第5条 この特約において、支払う給付金の種類、給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)、支払額及び受取人は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
退院後療養給付金	被保険者が、主約款に定めるがん入院給付金の支払事由に該当する入院をした後、療養するためにこの特約の保険期間中に退院したとき	契約時に定めた退院後療養給付金額	被保険者

2 前項の規定に係らず、退院後療養給付金が支払われることとなった入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した、がんの治療を直接の目的とした入院についてのみ、前項の規定を適用して退院後療養給付金を支払います。

3 退院後療養給付金の受取人を被保険者以外に変更することはできません。

(特約保険料の払込免除)

第6条 主約款の保険料の払込免除の規定により、主契約の保険料の払込みが免除された場合、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

2 前項の場合、この特約の保険料の払込みの免除については、主約款の保険料の払込免除の規定を準用します。

(退院後療養給付金の責任開始期前のがん診断確定による無効)

第7条 被保険者が告知以前または告知のときから退院後療養給付金の責任開始期の前日までにかんがんと診断確定されていた場合には、保険契約者及び被保険者の、その事実の知、不知に係らず、この特約は無効とします。

2 前項の場合、主約款のがん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効の規定を準用します。

(告知義務及び告知義務違反による解除)

第8条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定を準用します。

(特約を解除できない場合)

第9条 この特約を解除できない場合の取扱いについては、主約款の保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

(重大事由による解除)

第10条 この特約の重大事由による解除の取扱いについては、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

(特約保険料の払込み)

第11条 この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。

- 2 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとしします。

(支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱い)

第12条 この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、給付金の支払事由が生じたときは、会社は未払込保険料を給付金から差し引きます。

- 2 猶予期間中に、給付金の支払事由が発生したときは、会社は、未払込保険料を給付金から差し引きます。
- 3 前2項の場合、給付金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由の発生により支払うべき給付金を支払いません。

(特約の失効及び同時消滅)

第13条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

- 2 主契約が消滅したときは、この特約も消滅します。
- 3 前2項の場合、この特約の未経過期間返還金があるときは、これを保険契約者に支払います。なお、この特約における未経過期間返還金については、主約款の未経過期間返還金の規定を準用します。

(特約の復活)

第14条 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。

- 2 この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いを行います。

(契約者配当金)

第15条 この特約については、契約者配当金はありません。

(特約の解約)

第16条 保険契約者は、第19条(請求書類)に従って、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約の未経過期間返還金があるときは、これを保険契約者に支払います。

- 2 この特約が解約されたときは、主約款に定める電磁的方法(以下「電磁的方法」といいます。)によって保険契約者に通知します。ただし、電磁的方法が不可能な場合はその他の方法を用いる場合があります。

(解約返戻金)

第17条 この特約については、解約返戻金はありません。

(給付金の請求及び支払の時期・場所)

第18条 この特約の給付金の請求及び支払の時期・場所の取扱いについては、主約款の給付金の請求及び支払の時期・場所の規定を準用します。

(請求書類)

第19条 この特約にもとづく支払及び変更等については、つぎの表に定める書類を提出してください。

	項目	提出書類
1	退院後療養給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の入院証明書 (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (4) 給付金の受取人の印鑑証明書及び戸籍抄本
2	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書

上記の表中2に記す請求については、会社所定の請求書の提出に代えて、電磁的方法によることができます。この場合、会社が定める本人認証手続が異常なく完了したことをもって契約者の印鑑証明書が提出されたものとみなします。

- 2 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(主契約に指定代理請求人が指定された場合の特則)

第20条 主契約に指定代理請求人が指定された場合、同一の人がこの特約における指定代理請求人として指定されたものとして、主約款の規定を準用します。

(管轄裁判所)

第21条 この特約における給付金及び保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第22条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(主契約ががん保険(定期型)から移行された場合の取扱い)

第23条 主契約ががん保険(定期型)から移行され、この特約も同時に移行された場合、主約款のがん保険(定期型)から移行された場合の取扱いの規定を準用します。

がん先進医療特約 目次

- 第1条 特約の締結
- 第2条 責任開始期
- 第3条 特約の保険期間及び保険料払込期間
- 第4条 がんの定義及び診断確定
- 第5条 給付金の支払
- 第6条 がん先進医療給付金の支払限度
- 第7条 特約保険料の払込免除
- 第8条 がん先進医療給付金の責任開始期前のがん診断確定による無効
- 第9条 告知義務及び告知義務違反による解除
- 第10条 特約を解除できない場合
- 第11条 重大事由による解除
- 第12条 特約保険料の払込み
- 第13条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱い
- 第14条 特約の失効及び消滅
- 第15条 特約の復活
- 第16条 契約者配当金
- 第17条 特約の解約
- 第18条 解約返戻金
- 第19条 給付金の請求及び支払の時期・場所
- 第20条 請求書類
- 第21条 主契約に指定代理請求人が指定された場合の特則
- 第22条 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更
- 第23条 特約の更新
- 第24条 管轄裁判所

第25条 主約款の規定の準用

第26条 がん保険(定期型)に付加されていた場合の取扱い

別表1：先進医療

別表2：先進医療による療養

別表3：公的医療保険制度

がん先進医療特約

(平成24年4月1日改定)

(この特約の内容)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。詳細は第5条または第7条をご覧ください。

名称	支払事由	給付
がん先進医療給付金	被保険者が、がんを直接の原因として所定の先進医療による療養を受けたとき	支払限度額の範囲内で技術料の実費
保険料の払込免除	主約款に定める保険料払込免除事由に該当したとき	その後の保険料を免除

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、主契約の保険契約者(以下「保険契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。

(責任開始期)

第2条 がん先進医療給付金の責任開始期は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定めるがん給付の責任開始期と同一とします。

2 特約保険料の払込免除の責任開始期は、主約款に定める保険料の払込免除の責任開始期と同一とします。

(特約の保険期間及び保険料払込期間)

第3条 この特約の保険期間及び保険料払込期間は10年とします。ただし、更新時における被保険者の年齢または主契約の保険期間により、この特約の保険期間は変更されることがあります。

(がんの定義及び診断確定)

第4条 この特約のがんの定義及び診断確定については、主約款のがんの定義及び診断確定の規定を準用します。

(給付金の支払)

第5条 この特約において、支払う給付金の種類、給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)、支払額及び受取人は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
がん先進医療給付金	被保険者が、がん先進医療給付金の責任開始期(復活が行われた場合には最後の復活日。以下同じとします。)以後のこの特約の保険期間中につきのいずれの条件にも該当する療養を受けたとき ① 別表1に定める先進医療(以下「先進医療」といいます。)であること ② 別表2に定める先進医療による療養(以下「先進医療による療養」といいます。)であること ③ がん先進医療給付金の責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因とする先進医療による療養であること	被保険者が受療した先進医療の技術にかかわる費用の額。ただし、第6条に定める支払限度額の範囲内とします。	被保険者

2 がん先進医療給付金の受取人を被保険者以外に変更することはできません。

(がん先進医療給付金の支払限度)

第6条 この特約によるがん先進医療給付金の支払限度額は、保険期間(更新契約の保険期間を含みます。)を通じて500万円とします。

(特約保険料の払込免除)

第7条 主約款の保険料の払込免除の規定により、主契約の保険料の払込みが免除された場合、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

2 前項の場合、この特約の保険料の払込みの免除については、主約款の保険料の払込免除の規定を準用します。

(がん先進医療給付金の責任開始期前のがん診断確定による無効)

第8条 被保険者が告知以前または告知のときからがん先進医療給付金の責任開始期の前日までにかんがんと診断確定されていた場合には、保険契約者及び被保険者の、その事実の知、不知に係らず、この特約は無効とします。

2 前項の場合、主約款のがん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効の規定を準用します。

(告知義務及び告知義務違反による解除)

第9条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および

告知義務違反による解除の規定を準用します。

(特約を解除できない場合)

第10条 この特約を解除できない場合の取扱いについては、主約款の保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

(重大事由による解除)

第11条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(保険料払込免除を含みます。以下本項において同じとします。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険会社等(共済を含む)との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- 2 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。以下、本号について同じ。)を支払いません。また、すでにその支払事由により給付金を支払っていたときは、会社は、その返還を請求します。
 - (2) 前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込みの免除事由による保険料の払込みを免除しません。また、すでにその保険料払込みの免除事由により保険料の払込みを免除していたときは、会社は、払込みを免除した保険料の払込みがなかったものとして取り扱います。
- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
- 4 本条の規定によってこの特約を解除した場合は、会社は、未経過期間返還金があるときはこれを保険契約者に支払います。なお、この特約に解約返戻金はありません。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して第2項第1号の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、未経過期間返還金があるときはこれを保険契約者に支払います。なお、この特約に解約返戻金はありません。

(特約保険料の払込み)

第12条 この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。

- 2 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとしします。

(支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱い)

第13条 この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、給付金の支払事由が生じたときは、会社は未払込保険料を給付金から差し引きます。

- 2 猶予期間中に、給付金の支払事由が発生したときは、会社は、未払込保険料を給付金から差し引きます。
- 3 前2項の場合、給付金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由の発生により支払うべき給付金を支払いません。

(特約の失効及び消滅)

第14条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

- 2 主契約が消滅したときは、この特約も消滅します。
- 3 前2項の場合、この特約の未経過期間返還金があるときは、これを保険契約者に支払います。なお、この特約における未経過期間返還金については、主約款の未経過期間返還金の規定を準用します。

- 4 この特約のがん先進医療給付金の支払額が通算して第6条(がん先進医療給付金の支払限度)に定める支払限度額に達したときは、被保険者が支払限度額に達することとなった先進医療による療養を受けたときにさかのぼってこの特約は消滅します。この場合、この特約の未経過期間返還金があるときは、これを保険契約者に支払います。

(特約の復活)

第15条 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- 2 この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いを行います。

(契約者配当金)

第16条 この特約については、契約者配当金はありません。

(特約の解約)

第17条 保険契約者は、第20条(請求書類)に従って、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。この場合、この特約の未経過期間返還金があるときは、これを保険契約者に支払います。

- 2 この特約が解約されたときは、主約款に定める電磁的方法(以下「電磁的方法」といいます。)によって保険契約者に通知します。ただし、電磁的方法が不可能な場合はその他の方法を用いる場合があります。

(解約返戻金)

第18条 この特約については、解約返戻金はありません。

(給付金の請求及び支払の時期・場所)

第19条 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- 2 保険契約者または給付金の受取人は、すみやかに第20条(請求書類)に従い規定する必要書類を提出して給付金を請求してください。

- 3 前項の請求があった場合、会社は必要な書類が会社に着いた日(以下、本条において「請求日」といいます。)からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社で支払います。

- 4 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定に係らず、給付金を支払うべき期限は、請求日から60日を経過する日とします。

(1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者の入院またはがんの診断確定に該当する事実の有無

(2) 保険料の払込免除の免責事由に該当する可能性がある場合

保険料の払込免除事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因

(4) 主約款及びこの特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、第11条(重大事由による解除)第1項第4号①から⑥までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

- 5 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項に係らず、給付金を支払うべき期限は、請求日から当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

(1) 前項に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日

(2) 前項に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 120日

(3) 前項に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

(4) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

(5) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日

(6) 前項に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 90日

- 6 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

- 7 第4項または第5項に掲げる必要な事実の確認を行う場合、会社は給付金を請求した者にその旨を通知します。

- 8 本条の規定は、第7条(特約保険料の払込免除)の場合に準用します。

(請求書類)

第20条 この特約にもとづく支払及び変更等については、つぎの表に定める書類を提出してください。

	項目	提出書類
1	がん先進医療給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 先進医療に要した費用の支出を証明する書類 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金の受取人の印鑑証明書及び戸籍抄本
2	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書

上記の表中2に記す請求については、会社所定の請求書の提出に代えて、電磁的方法によることができます。この場合、会社が定める本人認証手続が異常なく完了したことをもって契約者の印鑑証明書が提出されたものとみなします。

2 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(主契約に指定代理請求人が指定された場合の特則)

第21条 主契約に指定代理請求人が指定された場合、同一の人がこの特約における指定代理請求人として指定されたものとして、主約款の規定を準用します。

(公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更)

第22条 法令等の改正による公的医療保険制度の改正(以下「公的医療保険制度の改正」といいます。)があった場合で特に必要と認めるときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。

2 前項の規定により、この特約の支払事由を変更するときは、会社は、この特約の支払事由を変更する日(以下本条において「変更日」といいます。)の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

(特約の更新)

第23条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者が、保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、自動的に更新され継続するものとします。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるときには、更新できません。

2 更新後の特約の保険期間は、更新前の特約の保険期間と同じとします。ただし、更新時における被保険者の年齢または主契約の保険期間により、この特約の保険期間を変更して更新されることがあります。

3 更新された特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢によって計算します。

4 保険契約者は、更新後の特約の第1回保険料を、更新日(契約応当日)の属する月の末日までに、会社に払い込んでください。この場合、第12条(特約保険料の払込み)及び第13条(支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱い)の規定を準用します。

5 猶予期間中に前項の保険料の払込みがないときは、特約は更新されず、更新前の特約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。

6 本条の規定によってこの特約が更新された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第5条(給付金の支払)、第6条(がん先進医療給付金の支払限度)、第7条(特約保険料の払込免除)、第8条(がん先進医療給付金の責任開始期前のがん診断確定による無効)、第9条(告知義務及び告知義務違反による解除)及び第10条(特約を解除できない場合)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。

(2) 更新後の特約には、更新時の特約条項及び保険料率を適用します。

7 前6項の規定に係らず、更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者の了承を得て、第1項の規定による更新の取扱いに準じて、保障内容を同一とする他の特約をこの特約の保険期間満了日の翌日に締結することができます。この場合、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

8 主約款の詐欺による取消し及び不法取得目的による無効の規定は、本条の場合に準用します。

9 この特約を更新した場合には、電磁的方法によって保険契約者に通知します。ただし、電磁的方法が不可能な場合はその他の方法を用いる場合があります。なお、この特約を更新した場合、保険証券は発行しません。

(管轄裁判所)

第24条 この特約における給付金及び保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第25条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(がん保険(定期型)に付加されていた場合の取扱い)

第26条 この特約が、がん保険(定期型)に付加され、主契約ががん保険(終身型)に移行された場合は、この特約は主契約の移行時より更新されたものとして第3条及び第23条の規定を適用します。

別表1：先進医療

この特約のがん先進医療給付金の支払対象となる「先進医療」とは、厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条第1号に規定する先進医療をいいます。ただし、先進医療による療養を受けた日現在別表3の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

別表2：先進医療による療養

先進医療による療養とは、別表1に定める先進医療について、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

別表3：公的医療保険制度

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

女性がん特約 目次

- 第1条 特約の締結
 - 第2条 責任開始期
 - 第3条 特約の保険期間及び保険料払込期間
 - 第4条 女性特定のがんの定義及び診断確定
 - 第5条 給付金の支払
 - 第6条 特約保険料の払込免除
 - 第7条 女性がん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効
 - 第8条 告知義務及び告知義務違反による解除
 - 第9条 特約を解除できない場合
 - 第10条 重大事由による解除
 - 第11条 特約保険料の払込み
 - 第12条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱い
 - 第13条 特約の失効及び同時消滅
 - 第14条 特約の復活
 - 第15条 契約者配当金
 - 第16条 特約の解約
 - 第17条 解約返戻金
 - 第18条 給付金の請求及び支払の時期・場所
 - 第19条 請求書類
 - 第20条 主契約に指定代理請求人が指定された場合の特則
 - 第21条 管轄裁判所
 - 第22条 主約款の規定の準用
- 別表1：対象となる悪性新生物および上皮内新生物(「女性特定のがん」)

女性がん特約

(平成22年7月21日制定)

(この特約の内容)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。詳細は第5条または第6条をご覧ください。

名称	支払事由	給付
女性がん入院給付金	被保険者が、女性がん給付の責任開始期以後に診断確定された女性特定のがんの治療を直接の目的とする入院をしたとき	主契約のがん入院給付金日額に入院日数を乗じた金額
女性がん診断給付金	被保険者が、女性がん給付の責任開始期以後に初めて女性特定のがんと診断確定されたとき	主契約のがん診断給付金額と同額
保険料の払込免除	主約款に定める保険料払込免除事由に該当したとき	その後の保険料を免除

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、主契約の保険契約者(以下「保険契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。

(責任開始期)

第2条 女性がん入院給付金及び女性がん診断給付金(以下「女性がん給付」といいます。)の責任開始期は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定めるがん給付の責任開始期と同一とします。

2 特約保険料の払込免除の責任開始期は、主約款に定める保険料の払込免除の責任開始期と同一とします。

(特約の保険期間及び保険料払込期間)

第3条 この特約の保険期間及び保険料払込期間は主契約と同一とします。

(女性特定のがんの定義及び診断確定)

第4条 この特約において「女性特定のがん」とは、別表1に定める悪性新生物(以下「女性特定の悪性新生物」といいます。)及び別表1に定める上皮内新生物(以下「女性特定の上皮内新生物」といいます。)をいいます。

2 女性特定のがんの診断確定については、主約款のがんの定義及び診断確定の規定を準用します。

(給付金の支払)

第5条 この特約において、支払う給付金の種類、給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)、支払額及び受取人は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
女性がん入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中につきのいずれにも該当する入院をしたとき ① 主約款に定めるがん入院給付金の支払事由に該当する入院 ② 診断確定された女性特定のがんの治療を直接の目的とする入院	主契約のがん入院給付金日額に、女性がん給付の責任開始期以後の保険期間中の女性特定のがんの治療を直接の目的とした入院日数を乗じた金額	被保険者
女性がん診断給付金	(1)女性悪性新生物診断給付金 被保険者が、この特約の保険期間中につきのいずれにも該当したとき ① 女性がん給付の責任開始期(復活が行われた場合には、最後の復活日。以下同じとします。)前にかんと診断確定されていないこと ② 女性がん給付の責任開始期以後に、女性がん給付の責任開始期前を含めて初めて女性特定の悪性新生物と診断確定されたとき	主契約のがん診断給付金額と同額	被保険者
	(2)女性上皮内新生物診断給付金 被保険者が、この特約の保険期間中につきのいずれにも該当したとき ① 女性がん給付の責任開始期前にかんと診断確定されていないこと ② 女性がん給付の責任開始期以後に、女性がん給付の責任開始期前を含めて初めて女性特定の上皮内新生物と診断確定されたとき		

- 2 女性悪性新生物診断給付金及び女性上皮内新生物診断給付金の支払は、この特約の保険期間を通じて合わせて1回のみとします。
- 3 被保険者が第1項に規定する女性がん入院給付金の支払事由に該当する入院中に、女性特定のがん以外の疾病または傷害の治療を開始し入院を継続した場合には、その女性特定のがん以外の疾病または傷害の治療を開始した日以後の入院日数のうち、女性特定のがんの治療を目的とした入院の入院日数について第1項の女性がん入院給付金の規定を適用します。
- 4 被保険者が女性特定のがん以外の疾病または傷害による入院中に女性特定のがんと診断確定された場合、その女性特定のがんの治療を開始した日からその女性特定のがんの治療を目的として入院したものとみなして、第1項の規定を適用します。
- 5 女性がん入院給付金及び女性がん診断給付金の受取人を被保険者以外に変更することはできません。

(特約保険料の払込免除)

第6条 主約款の保険料の払込免除の規定により、主契約の保険料の払込みが免除された場合、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

- 2 前項のほか、この特約の保険料の払込みの免除については、主約款の保険料の払込免除の規定を準用します。

(女性がん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効)

第7条 被保険者が告知以前または告知のときから女性がん給付の責任開始期の前日までに主約款に定めるがんと診断確定されていた場合には、保険契約者及び被保険者の、その事実の知、不知に係らず、この特約は無効とします。

- 2 前項の場合、主約款のがん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効の規定を準用します。

(告知義務及び告知義務違反による解除)

第8条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定を準用します。

(特約を解除できない場合)

第9条 この特約を解除できない場合の取扱いについては、主約款の保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

(重大事由による解除)

第10条 この特約の重大事由による解除の取扱いについては、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

(特約保険料の払込み)

第11条 この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。

- 2 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱い)

第12条 この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、給付金の支払事由が生じたときは、会社は未払込保険料を給付金から差し引きます。

- 2 猶予期間中に、給付金の支払事由が発生したときは、会社は、未払込保険料を給付金から差し引きます。
- 3 前2項の場合、給付金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由の発生により支払うべき給付金を支払いません。

(特約の失効及び同時消滅)

第13条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

- 2 主契約が消滅したときは、この特約も消滅します。
- 3 前2項の場合、この特約の未経過期間返還金があるときは、これを保険契約者に支払います。なお、この特約における未経過期間返還金については、主約款の未経過期間返還金の規定を準用します。

(特約の復活)

第14条 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- 2 この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いを行います。

(契約者配当金)

第15条 この特約については、契約者配当金はありません。

(特約の解約)

第16条 保険契約者は、第19条(請求書類)に従って、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約の未経過期間返還金があるときは、これを保険契約者に支払います。

- 2 この特約が解約されたときは、主約款に定める電磁的方法(以下「電磁的方法」といいます。)によって保険契約者に通知します。ただし、電磁的方法が不可能な場合はその他の方法を用いる場合があります。

(解約返戻金)

第17条 この特約については、解約返戻金はありません。

(給付金の請求及び支払の時期・場所)

第18条 この特約の給付金の請求及び支払の時期・場所の取扱いについては、主約款の給付金の請求及び支払の時期・場所の規定を準用します。

(請求書類)

第19条 この特約にもとづく支払及び変更等については、つぎの表に定める書類を提出してください。

	項目	提出書類
1	女性がん入院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の入院証明書 (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (4) 給付金の受取人の印鑑証明書及び戸籍抄本
2	女性がん診断給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (4) 給付金の受取人の印鑑証明書及び戸籍抄本
3	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書

上記の表中3に記す請求については、会社所定の請求書の提出に代えて、電磁的方法によることができます。この場合、会社が定める本人認証手続が異常なく完了したことをもって契約者の印鑑証明書が提出されたものとみなします。

2 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(主契約に指定代理請求人が指定された場合の特則)

第20条 主契約に指定代理請求人が指定された場合、同一の人がこの特約における指定代理請求人として指定されたものとして、主約款の規定を準用します。

(管轄裁判所)

第21条 この特約における給付金及び保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第22条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

別表1：対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「女性特定のがん」）

対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「女性特定のがん」）とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD - 10（2003年版）準拠」によるものとします。

（Ⅰ）悪性新生物

分類項目	基本分類コード
乳房の悪性新生物	C50
外陰の悪性新生物	C51
膣の悪性新生物	C52
子宮頸（部）の悪性新生物	C53
子宮体部の悪性新生物	C54
子宮の悪性新生物、部位不明	C55
卵巣の悪性新生物	C56
その他および部位不明の女性性器の悪性新生物	C57
胎盤の悪性新生物	C58

（Ⅱ）上皮内新生物

分類項目	基本分類コード
乳房の上皮内癌	D05
子宮頸（部）の上皮内癌	D06
その他および部位不明の性器の上皮内癌（D07）のうち ・子宮内膜 ・外陰部 ・膣 ・その他および部位不明の女性性器	D07.0 D07.1 D07.2 D07.3

上記（Ⅰ）（Ⅱ）の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
/2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性
/3・・・悪性、原発部位
/6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

がん無事故給付特約 目次

- 第 1 条 特約の締結
- 第 2 条 責任開始期
- 第 3 条 特約の保険期間及び保険料払込期間
- 第 4 条 給付金の支払
- 第 5 条 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じた場合の取扱い
- 第 6 条 主約款のがん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効の規定により主契約が無効とされた場合の取扱い
- 第 7 条 告知義務及び告知義務違反による解除
- 第 8 条 特約を解除できない場合
- 第 9 条 重大事由による解除
- 第10条 特約保険料の払込み
- 第11条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱い
- 第12条 特約の失効及び同時消滅
- 第13条 特約の復活
- 第14条 契約者配当金
- 第15条 特約の解約
- 第16条 解約返戻金
- 第17条 給付金の請求及び支払の時期・場所
- 第18条 請求書類
- 第19条 管轄裁判所
- 第20条 主約款の規定の準用

がん無事故給付特約

(平成22年7月21日制定)

(この特約の内容)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。詳細は第4条をご覧ください。

名称	支払事由	給付
がん無事故給付金	契約日以後、3年ごとの無事故判定期間中に、主契約の給付金の支払事由が生じなかったとき	がん無事故給付金額

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、主契約の保険契約者(以下「保険契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。

(責任開始期)

第2条 がん無事故給付金の責任開始期は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める責任開始期と同一とします。

(特約の保険期間及び保険料払込期間)

第3条 この特約の保険期間及び保険料払込期間は主契約と同一とします。

(給付金の支払)

第4条 この特約において、支払う給付金の種類、給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)、支払額及び受取人は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
がん無事故給付金	主契約の契約日または第2項に定める無事故判定基準日からその直後に到来する無事故判定基準日の前日までの間(以下「無事故判定期間」といいます。)に、がん基本給付発生日(主約款に定める支払事由に該当する入院を開始した日または悪性新生物もしくは上皮内新生物と初めて診断確定された日をいいます。以下同じとします。)がないとき	契約時に定めたがん無事故給付金額	保険契約者

- この特約の保険期間中に到来する主契約の契約日から3年ごとの年単位の契約応当日を無事故判定基準日とします。
- 第1項の支払事由に該当し、がん無事故給付金を支払ったのち、その支払の基準となる無事故判定期間中にがん基本給付発生日があることが判明した場合は、会社はすでに支払ったがん無事故給付金の返還を保険契約者に請求します。
- この特約が復活し、失効期間中にがん無事故給付金の支払事由が到来していた場合は、この特約の復活後、がん無事故給付金を請求してください。
- がん無事故給付金の受取人を保険契約者以外に変更することはできません。

(主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じた場合の取扱い)

第5条 主約款に定める保険料の払込免除の事由(以下「免除事由」といいます。)が生じた場合は、この特約は免除事由が生じた時点でさかのぼって消滅します。この場合、会社は、免除事由が生じた後に払い込まれた保険料があるときは、保険契約者に払い戻します。また、免除事由が生じた後にこの特約の支払事由に該当しがん無事故給付金が支払われていたときは、会社はその返還を保険契約者に請求します。このとき、この特約の未経過期間返還金がある場合は、これを保険契約者に支払います。なお、この特約における未経過期間返還金については、主約款の未経過期間返還金の規定を準用します。

(主約款のがん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効の規定により主契約が無効とされた場合の取扱い)

第6条 主約款のがん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効の規定により主契約が無効となった場合、この特約も無効とします。

- 前項の規定によりこの特約が無効とされる場合、既に払い込まれた保険料は保険契約者に払い戻し、すでに支払ったがん無事故給付金があるときは、その返還を保険契約者に請求します。

(告知義務及び告知義務違反による解除)

第7条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定を準用します。

(特約を解除できない場合)

第8条 この特約を解除できない場合の取扱いについては、主約款の保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

(重大事由による解除)

第9条 この特約の重大事由による解除の取扱いについては、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

(特約保険料の払込み)

第10条 この特約の保険料は、主約款の保険料とともに払い込んでください。

- 2 主約款の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとしします。

(支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱い)

第11条 この特約の保険料が払い込まれないまま、給付金の支払事由が生じたときは、会社は未払込保険料を給付金から差し引きます。

- 2 前項の場合、給付金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由の発生により支払うべき給付金を支払いません。

(特約の失効及び同時消滅)

第12条 主約款が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

- 2 主約款が消滅したときは、この特約も消滅します。
- 3 前2項の場合、この特約の未経過期間返還金があるときは、これを保険契約者に支払います。

(特約の復活)

第13条 主約款の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。

- 2 この特約の復活を承諾したときは、主約款の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いを行います。

(契約者配当金)

第14条 この特約については、契約者配当金はありません。

(特約の解約)

第15条 保険契約者は、第18条(請求書類)に従って、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約の未経過期間返還金があるときは、これを保険契約者に支払います。

- 2 この特約が解約されたときは、主約款に定める電磁的方法(以下「電磁的方法」といいます。)によって保険契約者に通知します。ただし、電磁的方法が不可能な場合はその他の方法を用いる場合があります。

(解約返戻金)

第16条 この特約については、解約返戻金はありません。

(給付金の請求及び支払の時期・場所)

第17条 この特約の給付金の請求及び支払の時期・場所の取扱いについては、主約款の給付金の請求及び支払の時期・場所の規定を準用します。

(請求書類)

第18条 この特約にもとづく支払及び変更等については、つぎの表に定める書類を提出してください。

	項目	提出書類
1	がん無事故給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (3) 契約者の印鑑証明書及び戸籍抄本
2	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書

上記の表中2に記す請求については、会社所定の請求書の提出に代えて、電磁的方法によることができます。この場合、会社が定める本人認証手続が異常なく完了したことをもって契約者の印鑑証明書が提出されたものとみなします。

- 2 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(管轄裁判所)

第19条 この特約における給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第20条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。



ネクスティア生命保険株式会社

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-3-4 KDX麹町ビル8F

カスタマーサービスセンター

TEL 0120-953-831

〈受付時間〉 月～金 9:00～22:00 土・日・祝日 9:00～18:00
※年末年始の当社休業日を除く